|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国連 | CRPD/C/AUT/2-3 |
| United Nations logo | **障害者権利条約** | 配布：一般2023年5月11日オリジナル：英語アラビア語、英語、フランス語、スペイン語のみ |

**障害者権利委員会**

 オーストリアが選択的報告手続き（optional reporting procedure）により条約第35条に基づいて提出した第2・3回合併報告

（期限：2018年）\*。

[受領日：2019年10月17日］

\*　この文書は公式の編集なしで発行されている。

訳注

本文書には、learning disabilities が5回出現し、うち一つはCRPD第1条後段の障害のある人の説明の部分（long-term physical, mental, intellectual or sensory impairments）をlong-term physical, mental and learning disabilities or sensory impairments としている。またこの文書にはintellectual disabilitiesの語は使われていない。したがって、本JD仮訳ではlearning disabilitiesを知的障害と訳すこととした。

　　　　　訳注

　本文書では質問事項の条番号が略されていたので、訳者が加筆した。

目次

 略語一覧

 はじめに

 報告前質問事項（CRPD/C/AUT/QPR/2-3）への回答

 図表リスト

 略語一覧

ADA オーストリア開発庁（Austrian Development Agency）

AMS 公共職業安定所（Arbeitsmarktservice – Public Employment Service）

EAFRDE　　欧州農村開発基金（European Agricultural Fund for Rural Development）

ESF 欧州社会基金（European Social Fund）

EEA 欧州経済地域（European Economic Area）

FLG 連邦法官報（Federal Law Gazette）

HG 2005年高等教育法（Hochschulgesetz 2005）

IT 情報技術（Information technology）

SLG 州法官報（State Law Gazette）

NAP 全国行動計画（National Action Plan）

NEBA 職業支援ネットワーク（Netzwerk Berufliche Assistenz）

NGO 非政府組織（Non-government organisation）

OIB オーストリア建設工学研究所（Österreichisches Institut für Bautechnik）

ÖBB オーストリア連邦鉄道（Österreichische Bundesbahnen）

OPCATO 拷問禁止条約　選択議定書（Optional Protocol of the Convention against Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）

SDGs 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

SEN 特別教育ニーズ（Special educational needs）

UG 2002年大学法（Universitätsgesetz 2002）

UNCRPD 国連障害者権利条約（United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities）

WAI ウェブ・アクセシビリティ・イニシアティブ（Web Accessibility Initiative）

WCAG ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（Web Content Accessibility Guidelines）

 はじめに

1. オーストリアは、2008年夏に国連障害者権利条約（UNCRPD）を批准し（連邦法官報（FLG）III号 No.155/2008）、2008年9月26日にニューヨークで批准書を寄託した。

2. 2018年10月12日、CRPD委員会はオーストリアに対し、2019年10月1日を回答期限とする45項目の質問事項を示した。この回答は連邦の全省庁および全州の貢献により作られたもので、オーストリアの第2・第3の国家報告を構成する。

3. 本報告は国家報告の21,200字に限定したバージョンである。より詳細な情報は、2019年9月4日にオーストリア連邦政府が採択した国家報告を参照のこと。

 報告前質問事項（CRPD/C/AUT/QPR/2-3）への回答

**目的及び一般的義務（第1－4条）**

 報告前質問事項パラグラフ1への回答

4. 法律の提案に関して、オーストリアは、UNCRPDとそれが含むインクルージョンの概念を実施する努力を指針としている。これは、将来の法律、既存の法規範の改正、既存の法律の全般的な見直しと、その結果、改正が必要となった場合に適用される。また、行政内部の布告やガイドラインにも適用される。

5. 連邦レベルでの最も重要な法改正は以下の通り。

 (i) 2018年7月1日の第2次成年者保護法（FLG I No.59/2017）の施行に伴い、後見に関する従来の法律の包括的な改革が行われた。法務省はUNCRPDの基本的価値に特に配慮した。この改革は、広範な参加型プロセスの中で策定された。より詳細な情報は、質問（パラグラフ）25への回答に含まれている。

 (ii） 公共部門における障害者雇用は2016年半ばに簡素化された。詳細は質問（パラグラフ）42への回答を参照。

 (iii）2012年に採択された「障害に関する国家行動計画2012-2020」は、教育分野における連邦政府の目標を策定し、インクルーシブな学校システムの開発計画を含んでいる。

 (iv) この目標の実現に向けた重要な一歩は、教育省が2015年に作成した「包摂モデル地域の開発に関する拘束力のあるガイドライン」である。

 (v) 教師のための新しい研修の導入に関する連邦枠組み法（FLG I No.124/2013）は、インクルーシブ教育をすべての教師のための新しい研修に含めることを定めた。

 (vi) 2005年教員養成大学の組織に関する法律、および2002年大学法の2017年改正により、教育課程はUNCRPD第24条の目的を遵守しなければならないと規定された。

6. 教育分野の詳細は、質問（パラグラフ）14、17、19、20、21、41の回答を参照のこと。

7. 地域レベルでは**、**とくに障害のある人の機会均等と参加に関する法律が改正された。例えば、オーバーエスターライヒ州では、オーバーエスターライヒ機会均等法の改正（州法公報（SLG）第10号／2015年）により、障害のある人により高い自立を提供するパーソナルアシスタンス・サービスが導入された。サービスに関する公式決定は、わかりやすい版(easy-read、あるいは理解しやすい版で発行されなければならない。

8. ザルツブルグ州は2019年秋の修正で社会参加のさらなる改善に焦点を当てる。

9. チロル州は、条約の原則と主要な要求が規定されたチロル参加法（SLG No.32/2018）に注意を喚起している。

10. 障害のある人の機会均等の促進に関するフォアアールベルク州法（SLG No.30/2006）、および統合支援の提供に関する州政府の規則（SLG No.22/2007）は、個人の支援のニーズを特に考慮する必要があるとし、障害のある人の包括的な参加とインクルージョンに一定の余地を与えている。

11. ウィーンの機会均等法（SLG No.45/2010）と、2014年に改正されたシュタイアーマルク州の障害者法（SLG No.45/2010）の基本原則は、UNCRPDに対応している。それらの障害の定義は社会モデルからさらに進んだ。参加、機会の均等、自己決定へのアクセスが中核的要素である。

 報告前質問事項パラグラフ２への回答

12. 労働生活への参加の分野で重要な法律は、障害者雇用法（BEinstG: Behinderteneinstellungsgesetz）である。この連邦法で定義されているように、障害とは、一時的でない身体的・精神的機能障害、または感覚機能の障害の影響で、労働生活への参加が困難になることである。6ヶ月以上続くと予想されると非一時的とみなされる。

13. 同法第14条第3項に基づくアセスメント規則は2010年9月1日に施行された。アセスメント規則における最も重要な改善点は、診断ではなく、機能に基づくアセスメントの導入と、重要性が増している精神疾患のアセスメントの大幅な最適化である。

14. 2012年に行われた評価と、社会省、オーストリア障害者協議会（Austrian Disability Council）、連邦労働会議所（Federal Chamber of Labour）との協議プロセスを経て、中間的な結果として、現行のアセスメント規則は、理解しやすいモデルによって補完されるべきであるということになった。しかし、資料が複雑なため、アセスメント規則に社会的基準を盛り込む作業はまだ終了しておらず、現在も精力的に続けられている。

15. 介護給付金が申請された場合、要介護者は医師や看護師によって自宅、介護施設、または必要であれば病院での訪問を受ける。評価者は、要介護者の手助けやサポートのニーズについて尋ね、主な介護者または信頼できる人物とも話をする。また、要介護者を診察し、病歴が記録される。適切な介護段階についての決定は、関連する社会保険機関または裁判所が行う。

16. 重度の障害児・者の特に集中的なケアのニーズは、少なくとも2つの重度の機能障害が別々に存在する場合、定額制の困難補足給付（hardship supplement）で考慮される。

17. 重度の知的障害や精神障害（特に認知症）のある人の場合、同様に定額制の困難補足給付が支給される。

18. 法的根拠： 連邦介護給付法第4条3～6項、および同法に関連する評価規則（第1条第5～6項）。

19. 各州にはさまざまな評価モデルがある。例えば、ブルゲンラント州では、対象者の全体的な状況は、この分野を専門とする、地域当局に雇用された心理職によって評価される。

20. ザルツブルグ州では、給付や支援サービスへのアクセスに関して、障害のある人の積極的な参加が奨励されている。対象者は、希望すれば、とるべき措置の決定（チームカウンセリング）に参加し、意見を述べることができる。

21. 2012年の監査の際、オーストリア会計検査院は、社会省とシュタイアーマルク州に対し、障害に関連する用語をUNCRPDに基づいて標準化すべきであると勧告した。シュタイアーマルク州はこの勧告に従った。

22. 現在、シュタイアーマルク州と連邦政府は、医学的側面だけでなく社会的側面も考慮し、障害のある人の日常生活への参加を主眼とする障害の定義を適用している（シュタイアーマルク州障害者法第1a条参照）。

23. チロル州は、障害のある人を長期にわたる身体的障害、精神的障害、知的障害（learning disabilities）、または感覚的障害のある人で、多様な障壁とかかわって、社会への完全で、効果的かつ平等な参加を妨げるもののある人と定義する法文に注意を喚起している(チロル参加法第3条）。

24. フォアアールベルク州では、障害の評価にはケースマネジメントと個別ケースでの支援計画が用いられている。

25. ウィーンでは、ウィーンの機会均等法に基づき、障害の有無が判断される。この法律で定義される障害のある人とは、年齢に関係なく、身体障害、学習障害または精神障害、あるいは感覚的な障害のために、その発達や生活の重要な分野でかなりの不利益を被っている人を指す。アセスメントは、臨床的／心理学的および医学的な報告に基づいて行われる。現場でのニーズ評価では、利用者の資産、支援の必要性、申請した給付金やサービスに関する目標が主な焦点となる。

 報告前質問事項パラグラフ３への回答

26. 2012年、オーストリア政府は障害に関する全国行動計画2012-2020（NAP on Disability）を採択した。この計画には、オーストリアの障害者政策の原則が盛り込まれており、CRPD実施のための政治的な拘束力のあるものとなっている。

27. 2018年末時点で、NAPの250の施策のうち：

- 170の対策（68％）が実施されたか、計画通りに実施されていた；

- 69の対策（27.6％）が部分的に実現または準備中であった。

- 11の対策（4.4%）が未実施だった。

28. NAPの措置は、それぞれの担当省庁の予算で賄われる。

29. 障害者NAPの評価と2021年から2030年までのその継続の作業が現在行われている。評価結果は新しいNAPに盛り込まれる予定である。

 報告前質問事項パラグラフ４への回答

30. 参加は、オーストリアの障害者全国行動計画（NAP on Disability）の中心的側面である。現行のNAPは来年で期限切れとなるため、次期NAPの策定作業が開始され、障害のある人はこのプロセスに全面的に参加することになる。社会省はすでに、連邦省庁と地方政府の責任を反映した合計25のチームの創設に着手している。これらのチームは、目標や指標、具体的な施策に関する提案を作成する。これらのチームでは、障害者団体が中心的な役割を果たす。

31. 障害者団体は、特に障害のある人に影響を与える分野では、各省庁を通じて、法律の準備（協議手続き）に関与している。

32. さらに、障害者政策の分野における最高レベルの諮問機関である連邦障害者諮問委員会には、障害のある人が代表として参加している。2014年8月11日付で、連邦障害者諮問委員会は法律により、知的障害（learning disabilities）者の代表と監視委員会の委員長を追加した（連邦障害者法の改正、FLG I 66/2014号）。

33. 法律が改正されるたびに、各省庁は成果重視の影響評価を実施し、障害のある人への影響や男女平等待遇への影響を分析する。

34. 第2次成年者保護法の準備に向けた複数年にわたる改革プロセス（質問1および25への回答参照）は、参加型立法準備の優良事例とみなすことができる。当初から、障害当事者が関与してきた。改革プロセスとその参加型アプローチは、学識経験者からも支持されている（参照：Lamplmayr/Nachtschatt (eds.) Observing Legislative Processes：CRPDの実施（2016年）70-82頁）。

35. 連邦内務省の多様性管理構造プログラムの一環として、障害のある人に関する常設作業部会が設置された。幅広いNGOの代表もこの作業部会のメンバーである。

36. 障害のある人は、いくつかの地域の政策諮問委員会にも参加している。

37. チロル参加法の準備において、立法劇場（Legislative Theatre　訳注　地域の人々がロールプレイングによって、不公正な制度の解決策を検討し、立法に反映させる）は参加における最良の実践例とみなされた。このプロセスには、障害のある人、その家族、サービス提供者、代表団体が参加した。例えばニーダーエスタライヒ州社会局では、特別なニーズを持つ人々の分野のすべての作業部会に障害当事者が参加した。

 報告前質問事項パラグラフ５への回答

38. 国連障害者権利委員会の勧告により、UNCRPDのドイツ語訳が新たに作成された。これは2016年6月15日に連邦法官報（https://broschuerenservice.

sozialministerium.at/Home/Download?publicationId=19）に掲載された[。](https://broschuerenservice.sozialministerium.at/Home/Download?publicationId=19)

39. この作成のため、外務省主導のもと、学界、市民社会組織、複数の省庁、監視委員会の代表からなるワーキンググループが設置された。

40. 新しい翻訳に付随して、障害者代表との緊密な協力のもと、わかりやすい版（easy read version）（https://broschuerenservice.

sozialministerium.at/Home/Download?publicationId=214）も作成された。

 平等及び無差別（第５条）

報告前質問事項パラグラフ6への回答

41. 2017年10月12日に国民議会で採択されたインクルージョン一括提案

（Inclusion Package FLG I No.155/2017　訳注　就労などに包摂するためのまとまった提案のことと思われる）の一部として、障害のある人の平等な扱いを確保するための法的手段の大幅な改善が行われた。

42. 障害によるハラスメントの場合、差止命令を出させる法的権利が認められるようになった。

43. 集団訴訟を開始する前に連邦障害者諮問委員会から推薦を受けるという要件は削除された。

44. 差別を立証するための集団訴訟は、障害者オンブズマンやKlagsverband（反差別NGO訴訟協会）でも起こすことができる。

45. 大企業（銀行や保険会社など）の場合、差止と差別撤廃を求める集団訴訟を起こすこともできる。

46. 各州の法的文書も継続的に改善されて**いる。**

 報告前質問事項パラグラフ7への回答

47. 質問6の回答を参照。

 報告前質問事項パラグラフ8への回答

48. 連邦障害者平等法に基づき、損害賠償額査定の際には複数の差別を考慮する必要がある。

49. 連邦障害者平等法に関連**する**調停手続では、2018.12.31現在、全2,761件のうち、多重差別事件は20件しか終結していない。このうち、和解で終了したのは5件、和解に至らなかったのは14件、手続申請が取り下げられたのは1件であった。

50. 各州の反差別法は、損害賠償の増額を認めるなど、多重差別を考慮している。

 障害のある女性（第６条）

報告前質問事項パラグラフ9への回答

51. オーストリアの労働市場と障害者政策の枠組みの中で、男女平等は行動の原則であり、その枠組みの実現の不可欠な部分である。

52. 社会省が提供する補助金は**、**女性と男性の対象者の生活状況やニーズの違いを考慮している。

53. スポーツの分野では、2017年のスポーツ振興に関する連邦法にも女性を支援する施策が盛り込まれている。スポーツにおける男女平等のための全国的な取り組みの推進（第5条第3項第3号）、女性・少女のスポーツ振興（第14条第1項第5号）である。

54. 刑法の分野では、刑事訴訟法第66条のfによる被害者の権利の拡大も重要な点である。特に障害のある女性や少女の保護の必要性が高いことに焦点が当てられている。これは24時間体制での支援に拡張することもできる。

55. 例えば、オーバーエスターライヒ州では、インクルージョンの文脈における男女間の機会均等をより重視するために、オーバーエスターライヒ機会均等法の補足としてジェンダー・メインストリーミング化に関する枠組みガイドラインがあり、ザルツブルク州の機会均等法では、地方行政および地域政策のすべての分野におけるジェンダー・メインストリーミング化戦略がある。

56. また例えば、ウィーンには、障害のある女性のためのピアカウンセリングを提供する*ツァイトルーペ相談*センターや、知的障害のある女性の性的虐待のケースにおける心理社会的助言を専門とするクラフトワーク相談*センターなど、*障害のある女性の差別を防止するための特別な措置がある。

 報告前質問事項パラグラフ10への回答

57. 女性と障害のある人は、公共職業安定所（*Arbeitsmarktservice* - AMS）の主要な対象グループである。2019年のAMSの労働市場政策の目標は、助成金の支給において女性に強く焦点を当てることである。このようにして、特に障害のある女性は、女性に特化した幅広いプログラムを利用することによって、個別に支援を得ることができる。

 報告前質問事項パラグラフ11への回答

58. オーストリアのすべての女性・少女の相談施設は、原則として、障害のある女性・少女のための窓口でもある（以下の女性・少女のための相談窓口を参照：

- [https://www.frauen-familien-jugend.bka.gv.at/frauen/anlaufstellen-und-frauenberatung/beratungseinrichtungen.html,](https://www.frauen-familien-jugend.bka.gv.at/frauen/anlaufstellen-und-frauenberatung/beratungseinrichtungen.html) Faktenatlas；

- http://www.faktenatlas.gv.at/articles/frauenberatung.p[hp）。](http://www.faktenatlas.gv.at/articles/frauenberatung.php)

59. これらの窓口は、利用しやすい情報とアドバイスを提供する見返りとして、オーストリア政府からその内容に関することと財政的な支援を受けている。

60. 暴力問題に関する女性ヘルプラインが設置され、ろう者向けの緊急番号もある（http://oegsbarrierefrei.at/frauenhelp[line/）](http://oegsbarrierefrei.at/frauenhelpline/)。

61. 障害のある女性と少女のための特別プロジェクトは以下の通り：

- ハジッサ協会（2008年からグラーツで活動）： 子どもや若者、障害のある人の性的虐待を防止するためのプロジェクト；

- ニンリル協会（1998年よりウィーンで活動）： 知的障害や重複障害のある女性が性的暴力を受けた場合に相談できる、女性のための公認サービスセンター。

62. 「暴力を経験した障害女性の被害者保護施設へのアクセス」という研究は、連邦首相府／女性問題局、社会省、およびEUの助成を受け、ルートヴィヒ・ボルツマン学術研究振興会オーストリア支部が実施した。この研究は2015年に一般公開された。

63. ジェンダー・メインストリーミング化と男女平等は、障害のある人の労働生活参加のためのすべてのプログラムの目標のひとつである。社会省の側では、性別による直接的・間接的差別がなく、プログラムの構成が機会均等を促進するよう配慮している。

64. 加えて、性別ではなく個人の能力によって職業選択を決定すべきなので、女性も男性も固定観念によって職業機会を狭められたり制限されたりすることがないよう配慮されている。女性も男性も、提供されるさまざまな助成金を平等に利用できる。

65. 障害のある人の職業生活への統合に関するデータはすべて、男女別に記録され、定期的に公表されている。

66. 州にも障害のある女性のための数多くの施策がある。例えば、ウィーンの「健康であれ-知的障害のある人のための健康講座」プロジェクト（知的障害のある女性の健康能力を向上させることを目的としている）や、先に述べたニンリル協会による推進など。

67. 2018年、ウィーン地方は、障害のある女性の生活実態を把握し、それに応じた対策を講じるため、障害のある女性の生活状況に関する包括的な調査を実施した。

68. オーバーエスターライヒ州では、ジェンダー・メインストリーミング化に関する枠組みガイドラインが、インクルージョンの文脈で女性の機会均等に重点を置いている。特に次の組織は、州から資金援助を受けている： セニア（Senia）はリンツにある団体で、特に障害のある女性のためにアドバイスを提供し、セクシュアリティと障害をテーマにしたイベントを開催している。エンパワーメントセンターと障害者雇用促進協会は、ともに女性のための特別コースを提供している。

69. シュタイアーマルク州では、「シュタイアーマルク州の自立生活」協会が、地域の資金援助を受けて、とりわけ障害のある女性のインクルージョンに尽力している。

 障害のある子ども（第７条）

報告前質問事項パラグラフ12への回答

70. 世界のほとんどの国が影響を受けた経済・金融危機にもかかわらず、オーストリアは、障害のある少女と少年のためのサービス提供に悪影響を及ぼすような支出削減を行っていない。

71. 子どもの健康は、医療制度改革と社会保険機関の活動の主要課題のひとつである。例えば、全国的な児童・青少年リハビリテーションセンターの設立が強力に推進され、疾病後や障害・発達障害による子どものリハビリテーションの財源は、現在、一元化され確保されている。

72. 外来診療部門では、理学療法、言語療法（logopaedic therapy）、精神保健の分野で、発達障害のある子どもや若者のケアを拡大することが、可能な限り家庭に近いケア提供を確保するための施策の主な目標である。例えばウィーンでは近年、10歳までの子どもとその家族のために、4つの新しい外来診療所が設立された。

73. ニーダーエスターライヒ州の児童・青少年支援プログラムでは現在、約10人の障害児を共同生活施設に預かっている。しかし、彼らがこのような宿泊施設に住んでいる理由は、彼らの障害にあるのではなく、彼らの幸福が身元保証人である大人（adult reference persons）によって脅かされているからである。

74. オーバーエスターライヒ州では以下のサービスが利用可能である（2018年の情報）：

- 包括的な早期支援：総費用は約330万ユーロ；

- 6歳以上の子どもに対するパーソナルアシスタンス：予算約880万ユーロ；

- 3歳以上の子どもへの移動支援：予算約1,160万ユーロ；

- 一般治療施設：予算約580万ユーロ；

- 子どもと若者のための能力開発センターにおける無料の治療措置：予算約130万ユーロ；

- 福祉補助具および治療補助具に対する広範な補助金：約550万ユーロ。

75. ザルツブルグ州では、VIA協会が自閉症スペクトラムの子どもの親とその教育者に、保育施設の現場で助言している。

76. 発達診断と治療のための外来クリニックは、全地区で幅広い治療を行っている。発達の遅れや聴覚・視覚障害のある子どもには、外来や移動式の（訳注　車での訪問による）早期支援がある。

77. 精神疾患や心理社会的問題を抱える子どもや若者のための心理社会的ケア・相談センターでは、多職種からなるチームによる診断と治療を行っている。「家庭での子どもの健康管理」は、病気の子どもの世話を独力ではできない家族への支援である。

78. 2019年2月現在、ザルツブルグ州では6歳から18歳までの512人の子どもと若者が学校で看護ケアを受けている。シュタイアーマルク州では、障害のある子どものために、できるだけ早い時期から質の高い数多くのサービスを提供している。この分野での費用削減の法案はなく、今後も予定されていない。

79. チロル州では、参加法に基づいて提供されるすべてのサービスは、すべての地域で提供されなければならない。障害のある子どもが家族と一緒に暮らせるようにするため、特に以下のサービスが可能な限り家庭で提供される。移動型早期支援（自宅）、6歳からの訪問型支援、修学支援、自宅での授業、親子グループ、休暇の提供、子どもと若者の家族支援、コミュニケーションと方向づけ（orientation）の支援、自閉症スペクトラム障害のある人の個別支援とグループ支援、セラピー、子どもと若者のデイケア。

80. フォアアールベルク州は**、**外来での保健リハビリテーションや社会参加が、患者の家族や社会環境の近くで行われるよう、努力を重ねている。州内には早期支援のための相談センターが5つある。

81. 児童・青少年精神医療のための2つの相談センターが、包括的な助言、診断、支援、治療、ケースマネジメントを提供している。児童・青少年の精神療法的ケアのためのリソースが増強された。

82. フォアアールベルク州では、精神障害のある子どもや若者の入院ケアは、社会教育的な統合型共同宿泊施設で行われており、さらに、子どもや若者の精神科医による外部からの専門的なアドバイスによってサポートされている。

83. ウィーンでは、子ども・若者支援部門が、長期療養給付金を受給している子どもが家族と一緒に暮らせるよう、幅広い外来支援策を提供している。以下の数字は2017年（12月31日現在）のものである：

 (a) 96人の子どもが、家族支援の一環として集中的に支援され（週平均12時間）、51家族が、外来で最大週9時間の短い範囲（low-threshold basis）で支援された。67世帯が、両親を休ませるために、平均19日間、子どもを外部で預かる機会を利用した。自宅で家族と同居している障害児のための24時間ケアは、23カ所用意されている；

 (b) 子どもの発達診断と発達促進のための8つの外来クリニックでは、診断、心理カウンセリング、社会的アドバイス、総合的な治療を行っている。2018年には、合計5,164人の子どもが支援を受けた。2018年には、522人の子どもに訪問型早期支援が提供された；

 (c) コスト削減策は予定されていない。障害児のいる家庭は、保護者負担分に対する補助金を増額することができる。

 報告前質問事項パラグラフ１３への回答

84. オーストリアでは、州がこれらのサービスを担当している。以下は州から提出された情報である。

85. ブルゲンラント州には**、**障害児を収容できる施設はない。そのため、少数の障害児が他の州に収容されている。

86. ケルンテン州機会均等法の枠内で、209人の学童と青少年が保護されており、そのうち63人がフルタイムで施設に入所している。

87. ニーダーエスターライヒ州の児童・青少年支援部門は現在、里親を通じて約746人の子どもを養育している。このうち約10％の子どもには障害がある。しかし、彼らが里親のもとで生活している理由は、その障害のためではなく、身元保証人の大人によって彼らの幸福が脅かされているからである。

88. オーバーエスターライヒ州では、2018年、合計211人の機能障害のある子ども（17歳まで）が、オーバーエスターライヒ州の規定に基づく施設でフルタイムまたはパートタイムで養育された。

89. 機会均等法。施設の中の居住者グループ、特に児童・青少年のための施設では、年齢や性別が混ざったグループで、家庭的な雰囲気の中で生活することが重視されている。グループは、教師を含めできるだけなじみやすいよう少人数で、3人から最大8人の間で変動する。「入所ではなく通所（移動）」戦略は、障害のある人の自宅への移動サービスを拡大することを目標としている。2020年まで、53,593時間の延長が計画されており、2019年には移動介護・介助のために約1,200万ユーロの予算が組まれている。パーソナルアシスタンスの分野では、52,000時間の延長が予定されており、2019年の予算は約990万ユーロである。

90. 2018年には、ザルツブルク州障害者支援プログラムが運営する施設に30人の子どもが入所した。

91. 2019年には、11人の子どもたちが他州または国外で保護された。これらの施設が選ばれたのは、専門的な支援と訓練を確保できるからである。全体として、この数字は減少傾向にある。

92. シュタイアーマルク州では、障害のある子どもへの支援は、その大部分が慣れ親しんだ家庭環境で行われている。また、障害児のための寄宿学校があり、特別なコンセプトに基づいて認可され、特に困難な養育状況で利用できる。これらの寄宿学校では、31人の子どもが14歳まで保護されている。

93. チロル州では、「入所ではなく通院（移動）」という原則が適用され、障害のある人、特に子どもや若者の脱施設化が何年も前から進められてきた。子どもと若者のための完全入所型長期滞在施設（年間365日）は22カ所あり、寄宿舎も4カ所ある（うち3カ所は学校とつながっている）。

94. フォアアールベルク州**：**統合支援の分野では、家族の負担を軽減する社会モデルがますます重視されているため、脱施設化はほとんど問題とされていない。障害の有無にかかわらず、子どもが施設に収容されるのは、彼らの幸福が危険にさらされていると疑われる理由がある場合だけである。

95. ウィーンで親と同居せず、施設に入所している障害児の数は、2018年12月31日現在、130人にのぼる。

 報告前質問事項パラグラフ14への回答

96. 子どもの権利に関する連邦憲法は、とりわけ障害のある子どもの平等な扱いを保障している（第6条）。

97. 子どもの権利に関するこの連邦憲法によれば、家庭環境から永久的または一時的に引き離されたすべての子ども（長期的なケアや宿泊を提供する施設に住む）は、国からの特別な保護と支援を受ける権利がある（第2条第2項）。

98. 連邦政府の教育政策目標は、「障害に関する全国行動計画（NAP）2012-2020」で策定されており、全州にインクルーシブなモデル地域を作ることを目標に、インクルーシブな学校システムの開発を定めている。

99. 2016年9月1日に導入された連邦長期介護給付法に対する「児童分類規則」という形で、児童・青少年の介護ニーズの評価に関する統一基準が導入された。

100. 州では、障害のある子どもの権利は、それぞれの地域の子ども・若者プログラム、子ども・若者オンブズマンまたは地域の障害オンブズマンの所管である。

 意識の向上（第８条）

報告前質問事項パラグラフ15への回答

101. 障害者権利委員会の一般的意見は、社会省のウェブサイトに掲載され、www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRP[D/Pages/GC.aspx（](http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/GC.aspx)英語）とwww.gemeinsam-einfach-machen.de/GEM/DE/AS/Ho[me/as\_node.html（](http://www.gemeinsam-einfach-machen.de/GEM/DE/AS/Home/as_node.html)独語）にリンクしている。

102. 関係者とともに、インクルージョン・パッケージの施策が社会省で作成され、2018年秋に採択された。現在、段階的に実施されている。雇用への参加に関する意識向上が計画されており、「UNCRPDの内容と障害のある人の権利に関する包括的な情報キャンペーン」も明確に計画されている。

103. 各州では、国民にUNCRPDを周知させるための一連の措置がとられている：

- ブルゲンラント州では、毎年「多様性への道程」（Miles of Diversity）と呼ばれる行動の日を設け、公共部門の職員を対象に研修を行っている；

- ニーダーエステライヒ州では、広報活動および啓発イベントが、またザルツブルグでは、障害のある人の平等な参加とインクルージョンのための意識向上が行われている；

- シュタイアーマルク州では、「ポテンシャル＠ワーク（potentials@work）」というタイトルの雇用と障害に関する国際会議、「インクルージョンの日」、「インクルージョン賞」、「シュタイアーマルク州社会の日」など、数多くの啓発活動が行われている；

- フォアアールベルク州では、特に「あなたの機会を生きる（Living Your Opportunities）」キャンペーン（インクルーシブ企業を対象としたコンペティション）、州政府事務所の統合支援プログラムの情報プール、メディアへの広告を通じた意識啓発が行われている；

- ウィーンでは、関連するウェブページへのリンクを通じて周知がされている。

 報告前質問事項パラグラフ16への回答

104. 刑法第97条は、1975年1月1日から変更なく施行されている。それ以来、刑法において障害のある人を保護するための数多くの法整備がなされてきた。例えば最近のいくつかは次のとおり：

- 扇動罪（刑法第283条）で保護される集団および人物に障害のある人を含めた（FLG I No.103/2011）；

- 2013年性犯罪法改正法により、無防備の人または精神的障害のある人

（mentally impaired persons）に対する性的虐待の罰則を強姦および性的強要の罰則と整合させた（FLG I No.116/2013）；

- 障害のある人に対する障害を理由とする犯罪行為を、刑法33条1項5号の該当する加重要因の下に置くことにより、ヘイトクライムとして認定した（FLG I No. 112/2015）；

- 第二次成年者保護法（FLG I No.59/2017）.

105. 妊婦やこれから親になる人が胎児の奇形リスクを評価してもらうことを検討している場合、さまざまな機関が包括的な情報を提供している。ここでは、検査の長所と短所、その正確さと情報価値だけでなく、中絶などの起こりうる結果についても話すことができる。

106. 出生前診断で陽性または顕著な結果が出た場合、妊婦や両親となる人への負担を軽減し、今後の可能性について話し合うために、心理社会的な助言と支援が特に重要である。

107. 出生前診断の問題に関する詳細かつ無料のアドバイスと情報は、オーストリアの妊婦と家族のための相談センターで提供されている（https://www.familienberatung.gv.at/beratungsstellen/）。

108. これらの理由から、刑法第97条は障害のある人に対する汚名や固定観念を助長してはいない。

 　　　　　施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリテイ）（第９条）

 報告前質問事項パラグラフ17への回答

109. 一般市民が出入りできる連邦政府庁舎では、2019年末までに施行される連邦障害者平等法の段階的計画に基づき、アクセシビリティに配慮している。公共イベントでもアクセシビリティが考慮されている。

110. オーストリア共和国法律情報システム-RIS-は、連邦政府および各州の法律規定、社会保険制度の公式発表にバリアフリーで無料でアクセスできる。また、EU法、司法権、地方自治体の法律規範、省庁の政令にもアクセスできる。アクセシビリティのレベルは、現在の技術状況に応じて判断される。

111. 2013年には早くも、連邦青少年振興法に基づき基本補助金を受けたすべての青少年団体の施設で、バリアフリー化が行われた。

112. 2013年以降、連邦家族青少年省は、アクセシビリティを実現するための施策の実施において、家族相談センターを直接支援することができるようになった

（家族相談助成法の改正、FLG I No.61/2013）。2013年から2015年にかけて、この種の対策に対する補助金として約180万ユーロが支出された。2015年末以降、オーストリアにある約400の家族相談センターのすべてがアクセシブルになった。

113. 教育分野では、学校図書キャンペーンの一環として、連邦首相府は、連邦盲人協会の協力を得て、特別な支援を必要とする児童生徒のために教材を提供している。

114. 特別に適応・修正された教科書と共に、盲や視覚障害のある生徒にも特別に適応・修正された教材として、必要な道具が利用できるようになっている。教科書のデジタル版も開発され、授業に利用されている。

115. ろうの生徒のために、オーストリアの手話言語による授業もあり、教師は手話言語を使えるように継続的に訓練を受けている。ほとんどすべての聴覚障害者施設と統合クラスで、手話言語またはバイリンガル（オーストリア手話言語とドイツ語）の授業が行われている。

116. 包括的で最新の関連情報が、連邦教育科学研究省が運営するデータベースCISonline（https://www.cisonline.at/home/）で提供されている[。](https://www.cisonline.at/home/)

117. 公共サービス、特に教育、保健、社会問題の分野でのアクセシビリティは、各州によって徐々に拡大されている。

118. 行政の分野では、例えばオーバーエステライヒ州、ニーダーエステライヒ州やシュタイアーマルク州では、公式決定が分かりやすい版（easy read）、あるいは理解しやすいバージョンで発行されている。公共部門のウェブサイトは、ほとんどがアクセシブルにデザインされている。

119. 子どもの教育・保育施設の分野では、子どもの数を減らしたインテグレーショングループの形成と、これらのグループのインテグレーションのための補助者の追加配置に注意が払われている。学校では、障害のある子どものために補助員が全州で配置されている。

120. 例えば、シュタイアーマルク州の「子どもの教育とケアに関する法律」は、少なくとも1つのトイレを「バリアフリー設備とする」と定めている。実際に、少なくとも1つのバリアフリートイレ／洗面所が設置されている。

121. たとえばザルツブルク州では、アクセシビリティ・キャンペーンが実施され、あらゆるレベルでアクセシビリティの向上が図られている。地域行政の事務所は2年ごとに、対策の現状に関する報告を作成している。

122. チロル州は、州が所有するすべての建物でアクセシビリティを最終的に実現するための段階的な計画を策定した。地域の音楽学校と美術館はアクセシブルであり、教育スタッフへの定期的な研修と意識向上プロジェクトを実施している。

123. ウィーンの地域は、ウィーンの差別禁止法に関連した段階的な計画を持っており、それによると、建設上の障壁は段階的に削減される。

124. ニーダーエスターライヒ州では、「医療のインクルージョン（*medinklusion）*」と題するモデル事業として、メルク（訳注　ニーダーエスターライヒ州のメルク郡にある基礎自治体）の地方病院に障害者外来診療所が設立され、知的障害のある人のために外科、婦人科から内科まで幅広いサービスを提供している。外来診療は、特別な訓練を受けたコーディネーターのサポートを受けながら行われ、情報はわかりやすい版で提供される。

 報告前質問事項パラグラフ18への回答

125. 法令に従って、オーストリア連邦鉄道（ÖBB）は、障害者平等法実施のための段階的計画を策定した（https://konzern.oebb.at/de/vielfaeltige-oebb/behinderung/barrierefreiheit-etappenplan-ausblick2016 参照[）](https://konzern.oebb.at/de/vielfaeltige-oebb/behinderung/barrierefreiheit-etappenplan-ausblick2016)。その結果、2015年末までに、1日の利用者数が2,000人以上の駅や、地区・地方都市にある駅がバリアフリー化された。この施策の確実な実現により、現在では乗客の75％がバリアフリー化された駅を利用できるようになった。オーストリア路線保有会社（ÖBB-Infrastruktur AG）は、2025年には90％の乗客がバリアフリー化された駅を利用できるようにするため、現在精力的に取り組んでいる。障害のある乗客や移動が困難な乗客からのフィードバックや提案は、2025年のマスタープランの一部に取り入れられている。オーストリア連邦鉄道旅客会社（ÖBB-Personenverkehr AG）とオーストリア都市間バス有限会社（ÖBB-Postbus GmbH）による新たな買収は、アクセシビリティの基準に従って行われる。

126. 実際には、アクセシブルな交通とは、交通施設だけでなく、アクセシブルなコミュニケーションも意味する。これには、情報提供や、多感覚情報活用原則に基づく誘導・案内システムの提供などが含まれる。ÖBBの鉄道輸送

（Schienenverkehr）と協力し、連邦盲人教育研究所とオーストリア盲人・視覚障害者協会の代表が、盲人向けのオンライン鉄道旅行情報サービスの作成に着手した。

127. ローカル鉄道では、約70％の旅がバリアフリー対応列車で行われている。株式（stock 訳注　「鉄道車両」の意味もある）への多額の投資のおかげで、アクセスできない運行サービスの割合は2024年までに10％以下に減少する。そして、残りのアクセスできないサービスにはアクセス可能な代替サービスが提供される。

128. オーストリアの認知症戦略の実施に関連して、社会省は最近、認知症患者が公共交通機関を利用するプロジェクトを助成した。その目的は、認知症に関連する障害のある人々の社会参加の改善にどのように貢献できるかについて、交通会社の職員に向けた提言を盛り込んだパンフレットを作成することであった。

129. 各州の施策の中で特筆すべきは以下のものである：

130. ニーダーエスターライヒ州：2016年の入札受発注以来、東部地域のすべてのバスが音声出力を含めてバリアフリー化されている。

131. 盲人によるインフラの利用は、現在完全には進んでいない。触覚ガイドシステムの導入が促進されている。

132. オーバーエスターライヒ州には現在、約5,000のバス停がある。輸送サービスの契約の一環として、各バス停の安全性が徐々に検討されている。その結果、改築の必要が生じた場合は、バリアフリーが考慮される。

133. 地域バス（車両）：バス路線の運行統計によると、2018年にオーバーエスターライヒ州で運行されたバスは合計966台であった。市バスと契約バス（車両の72％）のアクセシビリティに関する情報が入手可能である。オーバーエスターライヒ州の合計154の市バスのうち、すべてがバリアフリーである。543台の地域バスが公的契約により運行されており、バリアフリーバスの割合は73％である。この割合は徐々に増加している。完全なアクセシビリティは2021年に達成される。

134. チロル州では、駅や停留所の施設のバリアフリーに関する問い合わせに対応するサービスチームがある。

135. 関連情報はインターネットや駅や停留所で入手できる。

136. 合計355台のバスがフォアアールベルク州交通協会で運行されている。このうち78％は、車椅子用の折りたたみ式スロープ付き低床バスである。残りの車両はステップ付きの地域バスである。このうち28％には、中央ドアに車椅子用リフトが装備されている。全車両に「次停車駅」の自動表示が装備されている。新しい車載技術の導入（2019/2020年）により、追加情報も自動的に表示/アナウンスされる。

137. ウィーンの公共空間は**、**アクセシブルな利用や自立した生活が可能なように設計されている。例えば、道路の交差点や横断歩道では、車椅子利用者のために、全縁石の93％が標準に合致した方法でカットされている。このように、公共空間におけるアクセシビリティは、移動に制限のある人々にとって、ほとんどどこにでもあるものとなっている。

138. 盲人や視覚障害のある人のために、交通の要所や駅、信号システム、公共施設、ウィーンの主要なショッピングストリートなど、重要な場所の周辺にある道路や広場には、触覚による路面表示が施されている。現在、公共空間の自立的な利用を支援するため、約48kmの触覚誘導システムが構築されている。

139. 地下鉄や駅、ウィーンのバス車両は、すでにかなりの部分でバリアフリー化されている。路面電車も半数以上がバリアフリー化されている。近い将来、非アクセシブルの古い路面電車が順次、アクセシブルなボンバルディア社の新型車両「フレキシティ」に置き換えられる予定である。現在の運休状況は、ウィーン公共交通のウェブサイトとアクセシブル・アプリ（第二の感覚チャンネルで利用できる）で確認できる。

140. ウィーンの公共交通会社（Wiener Linien）は、障害者団体と共同開発した触覚誘導システムを9年ほど前に導入した。

141. 公共交通のアクセスに関する情報は、http[://www.wl-barrierefrei.at/。](http://www.wl-barrierefrei.at/)

 報告前質問事項パラグラフ19への回答

142. 2004年以来、公式ウェブサイトのアクセシビリティに関する法的枠組みが定められていて（電子政府法第1条第3項、質問17も参照）、指令（EU）2016/2102に匹敵するウェブサイトとアプリケーションの基準が設定されている。したがって、すでに存在するこの法的義務により、指令（EU）2016/2102の要件は、連邦政府のすべての官公庁によって順守されていると考えることができる。

143. 一方、この指令は連邦レベルではウェブアクセシビリティ法（FLG I No.59/2019）によって実施された。

144. 地域レベルでは、ほとんどの場合、地域法が制定されている。例えば、オーバーエスターライヒ州では、75％のウェブサイトがアクセシブルである。

 報告前質問事項パラグラフ20への回答

145. 必要な手話通訳者の数を推定できるようにするため、2013年に社会省、教育省、科学省が共同で調査を委託した。

146. 手話通訳者の養成は、グラーツとザルツブルクの大学で行われている。

147. グラーツ大学理論・応用翻訳研究所では、オーストリア手話言語で学士号と修士号を取得することができる。

148. 2016年以降**、**ザルツブルク大学は手話言語、ドイツ語筆記（Written German）、国際手話言語の翻訳・通訳の学位コース（MODUS Salzburg）を提供している。教育省はこの学位コースに財政支援を行っている。

149. クラーゲンフルト大学手話言語・ろうコミュニケーションセンターでは、手話言語、ろう者の歴史、ろう者の文化に関する研究や講座が行われている。同センターはオーストリア手話言語データベースLedaSilaを運営し、国際プロジェクトに協力している。2014年から2016年まで、クラーゲンフルト大学で手話言語教育の4学期制学位コースも開講された。

150. ウィーン工科大学のGESTU（ろう者の修学支援）サービスセンターは、ウィーンの全大学でろうおよび聴覚障害の学生のためのアドバイスとサポートを行っている。GESTUの一環として、学術・研究分野の専門的なジェスチャーが（さらに）開発され、データベースに集められ、出版されている。

151. 裁判における手話言語の使用については、質問28の回答を参照のこと。

 報告前質問事項パラグラフ21（a）への回答

 アクセシビリティに関する監視の強化

152. 連邦政府では、アクセシビリティとデザインフォーオール（design for all）（訳注　ヨーロッパではデザインフォーオールが、ユニバーサルデザインと同じ意味で使われることも多い。）の問題は、職員に対する内部的な初期研修や継続研修で考慮されている。IT分野では、ウェブコンテンツやオンライン提供のアクセシビリティに関する研修が実施されている。それに対応するIT監視の仕組みも利用されている。

153. 連邦財務省では、全国的な品質保証と、建物のバリアフリー化における統一基準を確保するため、専門家が参加する現場検査を含めた措置を講じている。

154. オーストリア共和国が所有する歴史的に重要な建造物のアクセシビリティを維持・実現するために歴史的建造物局が使用する資金は、対応する建造物計画に定められている。モニタリングは四半期ごとに行われる。これら全ての措置において、歴史的建造物局は定期的に外部の専門家に相談している。

155. 欧州社会基金（European Social Fund：ESF）プログラムの実施において、アクセシビリティの問題は、最上位の管理審査に含まれている。アクセシビリティの勧告がなされ、その実現状況は翌年のフォローアップ検査で監視される。

156. 社会省が発注する補助金の契約では、契約書の一般条項で、障害のある人の平等に関する法律の順守と配慮が規定されている。契約条件が守られない場合、補助金の全部または一部が停止され、返済を要求されることがある。

157. 司法の分野では、建築物のアクセシビリティの障壁を取り除く対策は、関係機関（データ保護局、連邦行政裁判所、最高裁判所、高等地方裁判所、刑務所）の一般予算から支払われる。

158. EUの支援プログラムであるEAFRD（European Agricultural Fund for Rural Development 欧州農村開発農業基金）は、同プログラムが資金を提供する施設や、その他の社会サービスの主催者からの申し出に対して、バリアフリー化のための投資を助成している。

159. 各州では、監視の仕組みを強化するためのさまざまな措置も講じている。

160. 例えば、ザルツブルグ州では2016年にアクセシブル建築の専門機関が設立された。

161. チロル州では、住宅建設補助金の支給に際して、アクセシビリティが考慮されている。

162. ウィーンでは、デイケア施設におけるアクセシビリティの創出・向上のための事業に対する補助金は、計画、費用、価格の妥当性に関して徹底的に審査される。質保証監査の一環としてのすべての検査において、施設のアクセシビリティも検査され、3年ごとにすべてのデイケア施設においてアクセシビリティの体系的な調査が行われている。

163. シュタイアーマルク州では、たとえば子どもの教育や保育の分野で、アクセシビリティを確保するための措置に対する補助金には、当局による事前の承認が必要である。完了後、現場での検査が行われ、対策が実際に実現されたことが確認される。

 報告前質問事項パラグラフ21（b）への回答

 ユニバーサルデザインとアクセシビリティのためのカリキュラム

164. 建設工学アカデミー（FLG II No.262/2015）および建設工学カレッジ（FLG II No.240/2016）の現行カリキュラムでは、アクセシビリティは専門的な学習成果目標の必須要素（fixed element）であり、教育・指導課題である。カレッジのカリキュラムにおいても、アクセシビリティは科目のスキルプロフィールに記載されている。（訳注　カレッジは単科大学あるいは大学の学部などに相当．）

165. 職業学校のカリキュラムは、関連する職場環境における包括的な職業能力の育成を指向している。この専門的能力で不可欠なのは、与えられた状況で生じる課題を解決する際に、適用される専門的規範、指針、および法的規定を考慮に入れた能力である。これはユニバーサルデザインやアクセシビリティの分野にも当てはまる。

166. 高等教育では、カリキュラムの作成は各大学が独自に行っている。ウィーン工科大学とグラーツ工科大学は、建築学の学位課程にアクセシブルな建築に関する単元を盛り込んでいる。グラーツ工科大学では、「持続可能建設（Sustainable Construction）」に関するワーキンググループが設置され、教育や研究におけるアクセシビリティの問題に取り組んでいる。インスブルック大学では、建築学の学士課程の一環として、アクセシブル建築を選択科目としている。芸術大学の建築学位や、ウィーン自然資源生命科学大学の景観計画・景観設計学位においても、アクセシビリティの問題は不可欠な要素として、また横断的な問題として捉えられている。

167. ヨーナーム・グラーツ応用科学大学では、建設計画と建設産業の学位課程で、アクセシブルな建築をテーマとした必修科目がある。

 報告前質問事項パラグラフ21（c）への回答

 公的契約の締結とアクセシビリティ

168. 連邦公共調達法第107条及び第275条並びに利権（Concessions）に関する連邦公共調達法 2018（FLG I No.65/2018）第60条にはそれぞれ、役務のアクセシビリティに関する規定が含まれている。これは、自然人（natural persons　訳注　法的に「人」には「自然人＝人間」と「法人」がある．）による利用を目的とするサービスを調達する場合、ユニバーサルデザインの基準（障害のある人のアクセシビリティを含む）を考慮した技術仕様を設定しなければならないことを定めている。欧州連合（EU）の法律に基づく既存のアクセシビリティ要件がある場合、それが上記の基準に影響を与える場合には、技術仕様はそれを参照点としなければならない。アクセシブルなサービスを調達する義務を無視できるのは、事実に基づく理由がある場合のみである。

 報告前質問事項パラグラフ22への回答

 ターゲット11.2について

169. オーストリアの交通政策は、手頃な料金で、ニーズ指向の、アクセシブルな一連のサービスを伴う公共交通システムの開発を基本的な目標とみなしている。具体的な実現に関しては、交通の段階的計画

（https://konzern.oebb.at/de/vielfaeltige-oebb/behinderung/

barrierefreiheit- etappenplan-ausblick2016も参照[）を](https://konzern.oebb.at/de/vielfaeltige-oebb/behinderung/barrierefreiheit-etappenplan-ausblick2016)参照。この計画は、その達成のための戦略的措置を強調すると同時に、進捗状況の評価も含んでいる。

 ターゲット11.7について

170. 人々が好んで過ごす公共空間の創造に際して、特に空間計画に関するオーストリア会議の様々な作業部会や委員会の枠組みの中で進行している作業において、持続可能な開発目標が考慮される。

171. 各州では、例えばニーダーエスターライヒ州では、誰もが手頃な価格の、アクセシブルな、持続可能な交通システムを利用できるようにすることに特別な注意が払われている。

172. ザルツブルグ州では、持続可能な開発目標が、地域行動計画の枠組みにおける施策の作成に活かされている。

173. チロル州では、自然の中でアクセシブルなレジャーを提供することを精力的に推進している。

**危険な状況及び人道上の緊急事態（第１１条）**

 報告前質問事項パラグラフ23への回答

174. 2005年連邦介護基本法第2条第1項に従い、連邦政府は要保護者の特別なニーズに可能な限り配慮しなければならない。連邦レベルでは以下の措置がとられた：

- 特に支援が必要な亡命希望者は、特別医療ケアユニットに割り当てられる。特別な訓練を受けた支援職員が配置されたこの特別医療ユニットには、エレベーターとアクセシブルな衛生設備がある；

- サポート施設のインフラストラクチャーは、それぞれのニーズ、要求、特定の可能性に適合させることによって、さらに改善される。

175. 以下は、各州の模範的な施策である。

176. ニーダーエスターライヒ州は、ニーダーエスターライヒ州基本ケア法第6条第4項により、基本ケアに関して、障害のある人の特別なニーズを考慮する義務を負っている。そのため、難民支援プログラムの一環として、これらの人々のケアのために特別な支援施設が提供されている。

177. オーバーエスターライヒ州の基本的な介護サービスはアクセシブルである。特に地域サービスセンター（Landesdienstleistungszentrum – LDZ）で、あるいは電子的に利用できる。必要であれば、LDZではビデオ通訳によって言葉の壁を乗り越えることができる。

178. ザルツブルグ市の障害難民を対象グループとするアクセシブルセンターは、2018年初めに閉鎖された。利用例数が少ないため、障害のある難民には個別の解決策が見出されている。さらに基本的なケアの一環として、このグループには支援サービスが提供されている（介護・医療支援、特別輸送、医療補助具など）。

179. シュタイアーマルク州では、2018年に、シュタイアーマルク州障害者法に従って給付金を請求できる者の中に、補充的保護（subsidiary protection　訳注　難民条約上の定義には該当しないが、帰還すると重大な危害を受けることが想定されるため、他国での保護が必要な人を保護する仕組みのこと．）の受給資格のある者が含まれた。シュタイアーマルク州は、援助と保護を必要とする外国人の基本的なケアにも責任を負う。シュタイアーマルク州では、必要に応じて亡命希望者のためのバリアフリーの場所が用意されている。

180. チロル州では、チロル統合コンパス(integration compass　訳注　難民や移民を、仕事や教育に持続的に統合できるようにする仕組み．)、最低所得保障、障害者支援サービス、労働市場法に基づく助成金による語学講座や訓練期間中の支援などが提供されている。

181. ウィーンでは、オーストリア全体の最低基準とともに、ウィーンにおける難民支援のための追加的な質保証のガイドラインがある。このガイドラインでは、難民は個々人のニーズに応じて配慮されるべきであり、例えば、専用のバス・トイレ付きの個室や、バリアフリーのアクセスが必要であるとしている。これらの要件はウィーンで完全にカバーできる。

182. 提供されるサービスには、基本的ケアの枠内での社会的アドバイスが含まれる。移民、亡命申請者、難民はウィーンの心理社会サービスセンターを利用できる。アクセシブルなコミュニケーションが、ビデオ通訳システムによって可能である。

 報告前質問事項パラグラフ24への回答

183. オーストリアの災害時の危機管理と予防は、緊急時に障害のある人を迅速かつ効率的に支援できるよう、全国において、地域レベルでの活動資源と人員が特に集中的に提供されることが特徴である。

184. 緊急対応と災害救援の任務は、主に地方自治体やボランティア的な有志による緊急サービスによって行われている。

185. 連邦政府の調整機関としての任務の枠内で、内務省（BMI： Bundesministerium für Inneres）は、一般市民への情報提供と教育に大きな重点を置いている。たとえば、子どもや高齢者といった社会的弱者に対する情報提供や訓練などである。

186. BMIは、国民各層に進行中の危険をよりよく伝えるため、KatWarn警告システム（訳注　ドイツで開発された、危険や災害の警告送信サービスシステム。）アプリを導入した。このシステムを通じて、当局からの警告やニュースを携帯電話で受け取ったり、その他の情報チャネルを通じて伝えたりすることができる。BMIは、アクセシブルなウェブサイトで、市民防衛に関する包括的な情報をわかりやすい版でも提供している。

187. 国防省は、海外展開の一環としてオーストリア軍が提供する災害救援の重要性を指摘している（2001年国防法第2条第1項d）。これに関連して、オーストリア軍は障害のある人の特別な状況に特に注意を払っている。

188. オーバーエスターライヒ州とチロル州は、災害計画で障害のある人のニーズに無条件に（unreservedly）配慮していることを強調している。

 法律の前にひとしく認められる権利（第１２条）

報告前質問事項パラグラフ25への回答

189. 第2次成年者保護法によって新たに設けられた裁判に基づく法律扶助は、要するに、法律問題における代理を規制するものである。しかし、法律によれば、この制度が有効になるのは、当事者が支援の助けを借りても自分で自分のことを管理できない場合に限られる。

190. オーストリア民法第239条第2項には、精神疾患やそれに準ずる機能障害のために意思決定能力が制限されている成人への支援方法が例示されている。これには、例えば、家族、身近な人、介護施設、障害者支援制度や社会サービスの施設、仲間のグループ、相談センター、「支援銀行口座」（assisted bank accounts）や「予見対話」（foresight dialogue）のような手段による支援が含まれる。

191. 実際には、支援銀行口座は社会サービス団体によって提供されている。このツールは、支払いの優先順位を認識しそれを守ることが困難で、それゆえホームレス状態に陥る危険性がある人が、自立して生活するために必要な支払いに対処できるよう支援することを目的としている。予見対話とは**、**看護師、介護者、医師が老人ホームや介護施設の入居者と対話するための構造化されたコミュニケーションプロセスである。これは、ホームで良い生活を送りたいという入居者の希望についての対話であり、死が近づいたときに何が大切かを話し合うものでもある。このコミュニケーションツールは、入居者の自己決定を真剣に受け止め、それを強化する。法律はまた、裁判所が代理（決定）よりも支援（による決定）を優先できるよう、構造的な規定も設けている。例えば、どの手続きにおいても、裁判所が選任した後見人の要請があれば、成年者保護協会からの許可を得なければならない。これらの協会は、ソーシャルワークの基準に従い、専門的な知識を持つ仲間も巻き込み、当事者のリソースを活用して活動する。最終的には、後見人を任命するか否かの勧告を行う。

192. 選択後見（selective guardianship）とは、判断能力が１００％ではなくなった本人が、自分で後見人を選ぶことができる後見制度である。この際に本人は、後見人が自分の同意がなければ行動できないと定めることができる。

193. 重要な原則として民法241条1項がある。これは、代理人（患者から事務管理を委任された者、または後見人）として選任された者は、本人の希望や願いに従って生活を構成し、可能な限り、自分で事務を処理できるようになる状況を目指して努力しなければならないと定めている。

194. 医療行為への同意というデリケートな分野において、民法第252条第2項では、治療を提供する者は、成人が自分自身の意思決定を行う際に、その成人を支援できる人を関与させるよう努力したことを証明しなければならないとも定めている。そのような人々とは、家族であったり、親しい人であったりする。

195. ニーダーエスターライヒ州は、2020年と2025年に向けて、知的障害のある人のための施設に関する長期的な計画に関する調査を実施した。新しいプログラム「私たちの老後」（*Wir im Alter*）がそれに応じて修正され、2018年1月1日以降、「居住生活と日中生活（Living and Day Structure）」がそのプログラムに統合された。

196. 感覚障害や身体障害のある人へのパーソナルアシスタンスの評価も、将来のニーズの計測・予測を目的に、現在、参加型アプローチで行われている。

197. オーバーエスターライヒ州では、特に以下の機関が意思決定の支援を行っている：

- エンパワーメント・センター： 自己決定への道を歩む機能障害のある人のための助言・訓練センター；2018年の補助は約300万ユーロ

- ピア・アドバイス： 自主性と個人の責任を高めるための無料情報、支援、助言。オーバーエスターライヒ州社会専門職法によって規定されたピアによる包括的なトレーニングのおかげで、非常に有能なアドバイスが受けられる。2017年の支出は約50万ユーロ；

- 個人的な将来計画： 障害のある人々が自分の望む方向に人生を変えるのを助けることを目的とした特別な形のアドバイスで、自分自身の希望や目標、そしてその目標を達成する方法について話し合う。2018年の支出は約227,000ユーロ；

- キャリアプランに関する情報、助言、支援。

- 支払い支援（assisted account）： 自立した生活を続けるために必要な支払いの優先順位を認識し、それを守り、支払いを処理することが困難な人へのサポート。

198. シュタイアーマルク州の障害者支援プログラムの枠組みの中で、次が創出された。パイロット・プロジェクトとして試験的に創設された「予算つきの指向生活空間」（living-space oriented accompanied budget）と呼ばれるサービス、ピア・アドバイザーのためのアカデミック・（高等教育）コース、地域のアドバイス・センター、研修・相談ハブ（アンドリッツ研修・能力センター）、「シュタイアーマルク州の自己決定生活」と呼ばれる自己権利擁護（障害当事者）協会、そして支払い支援制度である。

199. チロル州では、障害のある人は参加法の枠内で、ピアサポートや経験豊かな人の関与（experienced involvement）といった助言サービスを利用することができる。

 　　　　　報告前質問事項パラグラフ26への回答

200. 現在の裁判所命令による後見や、いわゆる代理判断の件数を図示すると以下のようになる（数字は各年初のもの）：

# ooxWord://word/media/image12.jpeg図1　**裁判所命令の後見件数**

表1　裁判所命令の後見件数

| *年* | *後見件数* |
| --- | --- |
| 2009 | 48 659 |
| 2010 | 51 155 |
| 2011 | 53 609 |
| 2012 | 56 499 |
| 2013 | 58 986 |
| 2014 | 59 910 |
| 2015 | 60 461 |
| 2016 | 58 606 |
| 2017 | 58 548 |
| 2018 | 55 462 |

201. 図を見ると、2015年までは増加傾向にあった。後見の数が最も多かったのは2015年で、その後の3年間は8％減少した。

202. 「成人の代理」に関する新しい統計によると、2019年1月1日現在、合計50,204件の裁判所命令の後見が継続中であった。このように減少傾向は続いている。

 報告前質問事項パラグラフ27への回答

203. 2018年、法務省は裁判官や司法官を対象に、成人の保護に関する新法に関する研修をさらに計16回実施した。成人保護協会およびオーストリア家庭連合の協力のもと、第2次成人保護法に関する専門家会議が各州で開催された。

204. さらに、裁判官と検察官になる見込みのある者は全員、研修中に基本的人権の単元を修了することが義務付けられている。

205. 2018年には、成人保護協会の職員、医師、弁護士、銀行員を対象とした研修コースも開催された。

206. ウェブサイト（www.justiz.gv.at）には、成人保護法の重要な内容に関する法務省のパンフレットが複数のバージョンで掲載されている。英語版、トルコ語版、セルボ・クロア語版、わかりやすい版がある。

司法手続の利用の機会（第１３条）

 報告前質問事項パラグラフ28への回答

207. 裁判所庁舎のアクセシビリティに関して、法務省は、移動に制限のある人や感覚障害のある人のために、入り口付近、情報案内所（サービス・センター）、少なくとも1つの法廷、トイレのアクセシビリティと使いやすさを可能にする最低基準を定めている。連邦庁舎の段階的計画の実施計画は、https://www.justiz.gv.at/web2013/home/buergerservice/informationen-und-hinweise/etappenplan-bundesbauten~2c94848525f84a63012e0ed5898136ff.de.htmlで閲覧できる[。](https://www.justiz.gv.at/web2013/home/buergerservice/informationen-und-hinweise/etappenplan-bundesbauten~2c94848525f84a63012e0ed5898136ff.de.html)

208. 裁判所建物の現在のアクセシビリティは、オーストリアのすべての刑事・民事裁判所について、法務省のウェブサイトにある「誰でも入れる」（Reachability）という見出しの下に示されている。提供された情報によれば、オーストリアの裁判所の大部分は、すでに移動困難者にとって利用しやすいものとなっている。

 手話言語通訳者

209. インターネット（https://sdgliste.justiz.gv.at）で自由に入手できる一般宣誓・公認通訳者リストでは[、](https://sdgliste.justiz.gv.at/)手話言語は別の言語として記載されている。

210. 当事者、被告人または被害者にろう、重度の難聴または言語障害がある場合、訴訟手続において手話言語通訳を必要とすることは、裁判所の手続規則に規定されている（特に民事訴訟法第73条aおよび刑事訴訟法第56条7項参照）。関連する費用は、手続上必要な法定代理人との連絡のための費用を含め国が負担する。

1. 行政（刑事）手続においても、言語障害のある人、ろう者または重度の難聴者である当事者または尋問を受ける者は、通訳を利用する権利を有する（行政手続法第38a条、行政犯罪法第33条第2項）。連邦法FLG I No.57/2018により、行政刑事事件における行政裁判所の手続におけるこの権利は、被告人と弁護人とのかかわりにも認められるようになり、改善された（行政裁判手続法第38a条）。
2. 犯罪被害者の権利に関しては、質問34に対する回答も参照のこと。
3. さらに、司法手続の関連法から「精神障害」（mental disability）という用語を削除し、「精神疾患に匹敵する判断能力の機能障害（an impairment of the ability to make decisions which is comparable with a mental illness）」という用語に置き換える計画もある。

身体の自由及び安全（第１４条）

報告前質問事項パラグラフ29への回答

1. オーストリアは2012年12月4日、2002年12月18日の拷問等禁止条約選択議定書（OPCAT: Optional Protocol of the Convention against Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment of Punishment）を批准した。OPCAT実施法（FLG I No.1/2012）は、2012年7月1日付で、国内の防止機構の業務をオーストリア・オンブズマン委員会および同委員会が関与する委員会に移管した。これらの業務をオンブズマン委員会に移管することで、既存の機構を利用したり適合させたりでき、効率的な法的保護を確保することが可能となった。
2. 6つの地域別の学際委員会とともに、刑務所やケアホームなど、個人の自由の剥奪や制限が行われる、あるいは行われる可能性のある施設が査察されている。査察は障害のある人のための施設やプログラムにも及ぶ。精神障害のある人の自由の制限や医療行為は、本人や他人の生命を著しく危険にさらし、他に代替手段がない場合に限り、本人の同意なしに行うことができる。これが適用される人が裁判所の命令によって施設にいる場合、裁判官はこの命令を定期的に審査しなければならず、患者のオンブズマンは入院法に従って措置の許容性（admissibility）と比例性（訳注　その措置の目的に対して、使われる手段によっておこる弊害が均衡を損なうものではないという概念．）を審査しなければならない。
3. 本人が希望してホームに入所している場合、成人保護協会に所属するホーム入所者の独立した代理人によって、継続的に監視されなければならない。これは、ホームやその他の看護・介護施設に入所中の個人の自由の保護に関する連邦法（居住施設・ナーシング施設法）に従ったものである。ホーム入居者の代表が要求すれば、裁判官もこのケースを審査しなければならない。
4. 質問31の回答も参照のこと。

 報告前質問事項パラグラフ30への回答

1. 人権と生物医学に関する条約は、オーストリアはこれまで批准していない。従って追加議定書（訳注　選択議定書のことと思われる。）がオーストリアで採択されるか否かは、現時点では問題ではない。

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第１５条）

報告前質問事項パラグラフ31への回答

1. 2014年、法務省は厚生省と合意のもと、精神科集中治療用ベッド（ネットベッド net bed）およびその他の檻のようなベッドの使用は欧州の基準に適合していないため許されず、2015年7月1日以降、そのような手段を使用することはできないと政令で定めた。
2. オーストリアでは、高齢者施設，介護施設、障害者施設、病院における入所者の個人の自由は、居住施設・介護施設法（Residential and Nursing Homes Act）によって保護されている。2018年7月1日以降、未成年者の養護・育成施設もこの法律の適用範囲となった。この法律は、そのような施設における個人の自由への介入を、その人が自分自身や他人に損害を与えるのを防ぐための最終手段としてのみ認めている。影響を受けた者は、裁判所に自由の剥奪の審査を求めることができる。
3. 効果的な法的保護を確保するために、法律では、影響を受ける人には、その問題に精通した代理人（入所者代理人）を付けるべきであると定めている。この代理人は、特に施設に関してだけでなく、裁判手続においても、彼らの利益に配慮し、権利の主張を支援する。入居者の代理は、連邦政府から資金援助を受けている成人保護協会の仕事である。2017年には、これに約640万ユーロが費やされた。2018年には未成年者の養護・育成施設も加わり、支出は大幅に増加した。

 報告前質問事項パラグラフ32への回答

1. ジェンダーの発現における相違は、遺伝的および／または解剖学的に女性か男性かを明確に識別できなくする、さまざまな原因に基づいている。このような人は、専門施設の学際的チームによって支援される。特定の性別を確立するための本格的な介入は、可能な限り、当事者の状況に対する理解と洞察が十分に発達する年齢に達するまで延期される。

 報告前質問事項パラグラフ33への回答

1. 刑務所における医療は**、**同等性の原則を志向しており、一般的には、外の世界の人々に提供される医療と同じである。数少ない相違点は、受刑者が自分の主治医を選べないことである。報告書に記載された個々のケースは詳細に分析され、そこから得られた知見は実践に移された。それらは現在、今日の行動（ITに基づく）の不可欠な部分を形成しており、支援の性質を変えた。
2. 身体に障害のある受刑者を支援するため、刑務所はバリアフリーの設計となっている。医療ケアに加え、精神疾患のある者には包括的な補完サービス（作業療法など）が提供される。

搾取、暴力及び虐待からの自由（第１６条）

報告前質問事項パラグラフ34への回答

1. 2016年末、社会省は「障害のある人に対する暴力の経験と防止」に関する調査を委託した。オンブズマン委員会、障害者オンブズマン、障害者団体が参加する監視グループが設立された。作業は2017年1月に開始され、最終報告書は2019年秋に予定されている。
2. この研究の目的は以下の通りである：

- 障害者支援プログラムの施設を利用する障害のある人、または精神疾患者のための精神科施設や刑務所で暮らしている障害のある人に対する暴力や性的虐待に関するデータを収集する；

- 暴力や性的虐待の発生を促進する要因の特定；

- 暴力や性的虐待を防止するための効果的な手段を提案し、防止と支援の分野における優れた実践例に焦点をあてて明示する。

1. この調査はまた、障害のある女性に対する暴力の特別な側面に光を当て、適切な予防策を指摘することも目的としている。
2. 暴力の被害者となった障害のある人は、犯罪被害者法（FLG No.288/1972）に基づく権利をもつ。これは、違法かつ意図的な犯罪（6ヶ月以上の実刑判決が見込まれるもの）によって身体的傷害または健康上の被害を受けたことが条件である。法律では、多くの種類の経済的援助、治療措置（精神療法）、定額損害賠償が規定されている。行政手続きによって、その人が受けることのできる給付金が決定される。
3. 予防活動の一環として、内務省は人身取引問題に関するイベント、研修、講演会、継続研修、広報活動を通じて啓発活動を行っている。
4. 刑事訴訟法第66a条第1項に従い、犯罪被害者は、特別な保護の必要性を速やかに確認される権利を有する。障害のある被害者は、保護の必要性がある被害者の範疇に入る。これは個々のケースごとに検討されなければならない。保護を特に必要とする被害者は、以下の権利を有する：

- 取り調べ中、可能であれば同性の面接を受けるよう要求すること；

- 犯罪の詳細に関する質問に答えるへの回答を表現することが耐え難い場合や高度に個人的な生活に関する質問の場合に）拒否すること；

-取り調べ中も裁判中も、穏やかに質問するよう要求すること；

- 一般人を裁判から排除するよう要求すること；

- 被告人が釈放されたり逃亡した場合、即時かつ手続きなしに通知されること、そして、

- 尋問に信頼できる人物を同席させること。

1. 司法では、被害者保護をテーマとした（学際的な）追加研修が数多く行われている。養成の一環として、すべての裁判官志望者と検察官は、少なくとも2週間、被害者保護センターや福祉施設で働かなければならない。ブルゲンラント州では、障害のある人はいつでも患者・障害者オンブズマン事務所に相談できる。障害者支援プログラムの施設では、入所者の代理人が支援している。
2. ニーダーエスタライヒ州では、身体的、心理的、性的暴力が疑われる場合、あるいは障害のある人がネグレクトされている場合、リスク評価質問票が義務付けられており、可能な限り早期にリスクを認識することができる。
3. オーバーエスターライヒ州では、障害者サービスの提供者に対して、義務的な実績基準と品質基準（performance and quality standards）があり、また当局もこれを監視している。この基準は、職員体制や建設に関する基準に加え、以下のような点に言及している：

- 利用者団体の設置義務；

- 施設に入所している障害のある人のための信頼人（Persons of trust）（を置くこと）；

- 家族、医師、セラピストとの協力；

- エンパワーメント・センター；

- ピアによる助言；

- 施設内暴力に対処する、非暴力コミュニケーションに関する職員研修；

- 危機介入に関する職員研修。

1. ザルツブルグ州では、障害者施設で定期的に査察が行われている（2018年は50カ所を訪問）。搾取、暴力、虐待からの保護のための専門家による監督の措置は、例えば以下のようなものである：利用者との個別的な会話、組織の文書内容のチェック、暴力からの保護の方針の有無のチェック、利用者のための危機・緊急計画や独立した苦情手続きの有無のチェックなどである。
2. チロル州では、サービス提供者は営業許可証を発行される前に、暴力に対する保護計画を作成する義務がある。その後、各当局は監督を行う義務を負う。監督活動の一環として、違反に対する措置や制裁だけでなく、さまざまな監視メカニズムがある。
3. 施設内での暴力防止は、フォアアールベルク州では非常に重視されている。統合支援プログラムの施設は、職員のためにさまざまな研修コースを提供している。暴力の防止に取り組む団体と緊密に協力し、暴力防止の進め方に関するマニュアルが作成された。
4. 暴力を未然に防ぐため、ウィーンには関連する指針がある。また、ウィーン社会基金（Social Vienna Fund）のオンブズマン事務所、およびこの基金に含まれる独立した団体のすべては、定期的な品質検査の対象となっている。

 報告前質問事項パラグラフ35への回答

1. 質問29への回答に加え、OPCAT（拷問禁止条約選択議定書）に従った拷問防止のための国内防止メカニズムとしてのオンブズマン委員会の活動についても紹介したい。
2. さらに、人権を保護し、促進するために、オンブズマン委員会は義務を負っている。関係する州の行政分野において第16条３の実施と、あらゆる形態の搾取、暴力、虐待を防止するために、障害のある人を対象とする施設やプログラムを定期的に訪問し、検査することが義務付けられている。
3. 関係当局に対するオンブズマン委員会の勧告、議会に対するオンブズマン委員会の活動に関する包括的な年次報告、および個別の見解に関する任意の報告は、意識を高め、適切な解決策の策定を促進する効果的手段であると証明されている。
4. 精神保健に関する国家戦略は、心理社会的健康を促進することを目的としており、スティグマ化や差別などに対して取るべき行動に関する目標も含まれている。このため、2018年1月にワーキンググループが設置された。
5. ブルゲンラント州は、障害者支援プログラムの施設を定期的に検査している**。**障害者支援に関する手続きにおいて、障害のある人の全体的な状況は、州の心理サービスの専門家によって評価される。
6. ニーダーエスターライヒ州監視委員会は、この地域における障害のある人の人権の実現と遵守を監督する。ニーダーエスターライヒ州の反差別当局（指令の対象外）（訳注　ここで「指令」とは、2000年11月17日の「ＥＵ雇用均等一般枠組指令」のことと思われる）である均等待遇担当官は、均等待遇原則の実現を促進し、仲裁の試みを実施しなければならない。
7. ニーダーエスターライヒ州の独立した機関として、また指令に左右されない機関として、ニーダーエスターライヒ州患者・介護オンブズマン事務所は、患者と施設入居者の権利を主張するために活動している。オーバーエスターライヒ州では、すでに以下の措置が実施されている：

- 健康増進の一般的枠組み（オーバーエスターライヒ健康基金法2013）；

- 心理社会的健康の促進：

- 摂食障害の学際ケアセンター（Neuromed Campus）；

- 統合的認知症ケア；

- 神経言語外来診療所（自閉症）；

- 機能障害のある人のための外来診療所（慈悲深い兄弟リンツ病院Barmherzige Brüder Linz）；

- 健康な地域社会プロジェクト；

- 若者の心理社会的健康の強化；

- 心理社会相談センターでは、支援を必要とする人が、秘密厳守で匿名での助言と支援を受けることができる。被災者とその家族に対する危機介入も行われる。2018年度予算：550万ユーロ

1. フォアアールベルク州では、患者オンブズマン事務所と、地域および連邦のオンブズマン委員会の訪問委員会が施設を査察している。
2. 質問34の回答も参照のこと。

**個人をそのままの状態で保護すること（第１７条）**

報告前質問事項パラグラフ36への回答

1. 基本的に、人の身体的完全性を侵害する医療行為は、身体的危害であり、保護されるべき権利の侵害であるため違法であるとみなされ、違法な介入に対する有効な同意のみがそれを正当化することができる。有効な同意が得られなかった場合、そのような治療に対する損害賠償の権利があると考えることができる。
2. 本人の委任を受けた者または後見人は、永続的な身体的苦痛、死亡の危険、または本人の健康への重大な損害の危険がない限り、被代理人である意思決定能力のない者の不妊手術に同意することはできない。また、このような合意は、民法第255条に従い、裁判所の承認が必要である。
3. 未成年者の場合、民法第163条は、永久不妊手術を目的とした医療介入を絶対的に禁止している。このような医療行為に対しては、未成年者もその両親も同意することはできない。

自立した生活及び地域社会への包容（包摂）（第１９条）

報告前質問事項パラグラフ37への回答

1. 1967年の家族負担均等法に基づき、通常の家族手当に加えて加算が認められており、以下のように増加している：

#

# 表2　**補足額の増額**

|  | *2014年6月30日まで* | *2014年7月1日から**31.12.2015**＋8.4%* | *2016年1月1日から**31.12.2017**+1.9%* | *2018年1月1日より**+1.9%* |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家族手当の重度障害児加算額 | 138.3 | 150 | 152.9 | 155.9 |

1. 家族手当を受給している障害のある子どもを持つ親（子どもの年齢に関係なく）は、対応する家族ボーナス・プラスも受給できる。これにより、減税措置が大幅に拡大された。
2. 住宅に関しては、自宅のバリアフリー設計のための追加支出は、障害者用トイレの設置やエレベーターの設置など、特別な費用として税金から差し引くことができる。
3. 長期介護給付は、介護関連の追加費用の一部をカバーするための給付であり、したがって課税対象所得とはならない。要介護者が住み慣れた環境の自宅で（より長く）過ごすことができ、ある程度の自立が可能になる。
4. 長期介護給付は、以下の条件を満たす場合に請求できる：

- 身体的、精神的、感覚的、心理的な障害により、常にサポートや援助を必要とし、その状態が少なくとも6ヶ月は続くと推定されること；

- 月65時間以上の介護が常に必要であること。そして、

- オーストリアに通常居住していること。ただし、介護給付は特定の状況下にある場合、EEA（欧州経済地域）およびスイスでも受けることができる。

1. 介護給付のレベルは、要介護の程度に応じて7段階に分けられるが、要介護の原因とは無関係である。
2. 2020年からは、連邦介護給付法の改正により、すべての段階の介護給付額が毎年調整される。ここでは年金調整係数に基づいて増額される。

パーソナルアシスタンス

1. ブルゲンラント州では、2012年以降、パーソナル・アシスタンス試行事業で、月40時間までが州から支給されている。
2. ニーダーエスターライヒ州は、介護段階5以上で就労年齢に達している身体障害のある人に対し、自分自身の宿泊場所または共同世帯に居住している条件で、パーソナルアシスタンスを支給している。2017年には、104人がパーソナルアシスタンスの追加支援を受けた。このための支出は230万ユーロに達した。
3. ザルツブルク州では、パーソナルアシスタンスに関する試験的なプロジェクトが実施され、2019年半ばから840,000ユーロの予算で恒久的な運営に変更された。チロル州では、個別支援の形での移動支援やパーソナルアシスタンスなどの移動サービスが提供されている。これらのサービスは、個人向け予算という形で支給されることもある。2019年7月現在、約400人がパーソナルアシスタンスを受けている。
4. フォアアールベルク州では、パーソナルアシスタンス制度がさらに発展・拡大されている。
5. オーバーエスターライヒ州では、2018年に約880万ユーロが身体介助に、約1,160万ユーロが移動支援と介助に、約25万ユーロが24時間介護に、約550万ユーロが社会復帰補助金に使われた。
6. ウィーンでは、介護給付を補完する補助金が提供されている。これは、余暇活動のための、パーソナルアシスタンスの団体への直接的な現金給付である。このパーソナルアシスタンスは、自己決定の生活という原則に基づいている。

 住宅

1. ほとんどの州では、可能な限り自立した生活を可能にすることを目的とした、（部分的な）支援付き住宅という似たコンセプトがある。必要な支援は、パーソナルアシスタンス、移動介護、サポートベース（support bases）などの形で提供される。
2. 例えば、ニーダーエスターライヒ州では、障害のある人に自宅で自由に選べる支援を提供する生活支援プログラムがある。ここでは、関係団体が支援を受ける人とともに時間数を決定する。2017年の1年間、団体は合計31,850時間を受け取った。
3. オーバーエスターライヒ州では、さまざまなタイプの居住施設があり、その中には「スマートホーム」（smart home）のような、技術的な設備が整っているものもある。集中的なプロジェクトを実現しようとするときには、立地の選択には、幅広いサービスの利用可能性、交通の便の良さ、アクセスの良さなど、認められた科学的知見が考慮される。
4. シュタイアーマルク州では、「個人予算」（personal budget）というサービスが、州障害者支援プログラム（州障害者法第22条a）のサービス目録に追加された。個人予算の対象者は、もともと18歳以上で法的能力があり、ヘルパーやその他の支援者のネットワークを自分で組織する能力もある、感覚障害や重度の移動障害のある人であった。2017年7月、18歳であること、法的能力があることという要件を削除し、個人予算の潜在的受給者数が増加した。
5. チロル州では、小規模住宅グループによる地域住宅提供の拡大が、障害のある人のニーズに対する計画の中心となっている。バリアフリー建築への補助金と並んで、地方自治体は、地方自治体の建物のバリアフリー建築や改築を財政的に支援されている。
6. ブルゲンラント州では、精神疾患や社会的障害のある人々や、困難な状況にある若者たちを、日常生活において支援する「統合支援」というプロジェクトがある。これは現在の自立の程度を維持し、できるだけ向上させるものである。過去3年間で、約70～80人のクライアントに平均約9,600時間の支援が提供された。このプロジェクトの費用は年間約44万ユーロである。
7. 地域社会への参加と自立した生活を支援するために、ウィーンは2つの重要なステップを踏んでいる。完全な支援付き居住施設（居住棟と共同フラット）から部分的な支援付き生活（外部からの支援）への移行と並行して、サポート施設が近くにある小規模フラットのネットワーク拡大が加速している。これらのワンルームアパートは、障害のある人もない人も個々のフラットを利用できるインクルーシブな環境の中に位置している。

 社会扶助

1. 困窮している人々の生活と住居を確保するために、すべての州が支給している給付が、社会扶助として知られる（資産調査をともなう）最低所得である。多くの場合、障害のある人はこの給付金に依存している。
2. 過去には、障害や要介護のためにより多くの支援を必要とし、そのために入院施設を利用しようとした人の一部が、全財産を失ったことがあった。その後、憲法裁判所は、障害のある人が入所施設でのケアを受けることになった場合、もはや全財産を失うことを恐れる必要はないことを明らかにした。

 報告前質問事項パラグラフ38への回答

1. 運用プログラムである「オーストリア雇用2014-2020」およびとくにそれぞれの出資優先順位は、欧州社会基金（European Social Fund： ESF）の資金を使う際の基礎的基準である。2014年から2020年のオーストリアに提供されるESF資金全体のうち、ほぼ30％、総額約1億2,800万ユーロが、障害のある人のために、とくに労働市場から排除される恐れのある若者や障害のある若者のために、確保されている。
2. 各州に事務所を置く連邦社会・障害者サービス局（Sozialministeriumservice）は、障害のある若者や労働市場から排除される恐れのある若者のための職業支援ネットワーク（Netzwerk Berufliche Assistenz: NEBA）の若者指導・生産学校プログラム（Youth Coaching and Production School programmes）、および健康問題を抱える高齢労働者を雇用する企業のためのfit2work企業助言サービスを編成している。これらのプログラムはESFの資金援助も受けている。
3. 各州の統合支援制度内のいくつかのプロジェクトについては、欧州農村開発農業基金（European Agriculture Fund for Rural Development: EAFRD）から資金が提供されている。
4. パーソナルアシスタンスに関しては、質問37の回答を参照のこと。

 報告前質問事項パラグラフ39への回答

1. オーストリアでは各州がこれらのサービスを担当している。
2. ニーダーエスターライヒ州：

 (a) 入所施設には、共同フラット（3～5人の障害または心理的障害のある人のため）、居住グループ（6～15人の障害または心理的障害のある人のため）、居住ビル（17人以上の障害または心理的障害のある人のため）およびリハビリテーション施設が含まれる；

 2017年には、68の居住棟、82の居住グループ、33の共同フラット、51の個人用フラットおよび2人用フラットがあった。さらに、薬物やアルコールの問題を抱える人のためのリハビリ施設が11棟あった；

 (b) 2018年1月1日より、新たな支援プログラムのガイドラインが施行された。そのタイトルは「高齢の私たち(Us in Old Age)-知的障害および重複障害のある高齢者の支援」である。現在、37人の障害のある人がこのプログラムに参加している。さらなる施設の増設が計画されている。

278. オーバーエスターライヒ州

 (a) 次の表は、居住施設の部屋数（number of places）を示している；

表3　**オーバーエスターライヒ州の完全支援付き居住施設**

| *完全支援の居住施設の部屋数* | *施設数* |
| --- | --- |
| 1～4 | 13 |
| 5-9 | 74 |
| 10～14  | 35 |
| 15～19 | 22 |
| 20～29 | 16 |
| 30～49 | 4 |
| 50～99 | 7 |
| >100以上 | 4 |

# 表4　**オーバーエスターライヒ州の部分的支援付き居住施設**

| *部分支援の居住施設の部屋数* | *施設数* |
| --- | --- |
| 1～4 | 136 |
| 5-9 | 45 |
| 10～14 | 3 |
| 15～99 | 1 |

 (b) 2018年：高齢者向けホームの入居者は21名。

279　ザルツブルク

1. 以下の表は、*部屋*数ごとの居住施設の数；

# 表5　**ザルツブルク州の完全支援付き居住施設**

| *住宅の戸（棟）数* | *部屋数* |
| --- | --- |
| 1 | 5 |
| 1 | 6 |
| 3 | 8 |
| 1 | 9 |
| 3 | 10 |
| 2 | 11 |
| 2 | 12 |
| 7 | 13 |
| 4 | 14 |
| 4 | 15 |
| 2 | 16 |
| 3 | 17 |
| 3 | 18 |
| 3 | 20 |
| 1 | 24 |
| 1 | 29 |
| 1 | 30 |
| 1 | 32 |
| 1 | 35 |
| 2 | 36 |
| 1 | 56 |

 (b) 高齢者向け居住施設：4ヶ所で31部屋

1. チロル州

 (a) チロル全土の98の住宅施設 総収容人員は約940人、現在の利用者数は約800人；

# 表6　**チロル州の居住施設分布**

| *部屋数* | *施設* |
| --- | --- |
| 1～4 | 21 |
| 5-9 | 33 |
| 10～14 | 35 |
| 15～19 | 3 |
| 20～29 | 3 |
| 30～49 | 2 |
| 50以上 | 1 |
| 100以上 | 0 |

 (b) これらは個別には記録されていない。

1. フォアアールベルク州

 (a) 障害のある人の居住ホーム：

 **統合支援（障害者支援プログラム）**

- 33棟の居住棟が、居住グループとして管理されている（居住ホーム）。6棟の建物は14～22人用である。27棟の建物は3～14人用である。

- 307人が居住棟で入所生活を送っている。195人が自分のフラットで生活し、より個別化された外来支援を受けている。

 **精神疾患のある人々**

- 完全支援付き居住施設で、夜間はオンコール・サービスがある：4つの居住ホームに合計46人入所；

- 一時的な（移行型の）居住施設（部分的支援付き）：10棟の居住ホームと共同フラットに合計87人用住居がある；

- 長期居住施設（部分的支援付き）：4つの居住ホームと共同フラットに合計34人用住居がある；

 (b) 高齢者向け居住ホームに入居する障害のある人。

- 2名が高齢者ホームの宿泊グループで生活している。これらの人には、障害者教育の訓練を受けたスタッフによる特別支援も提供されている。

1. ウィーン

 (a) 17カ所の居住ホーム10カ所と共同フラット8カ所に補助金を出し、合計450カ所の住居を提供した。

 以下のタイプの住居は、社会的ウィーン基金の補助金を受けることができる：

 **完全支援付き住居**

- 1,457戸

- 17団体が運営する127の認定施設；

 (b) 完全支援付き居住施設またはワンルームのフラットのグループで介護されている65歳以上の人は、施設内のデイケアを利用することができる。加えて、Lebenshilfe（生活支援）という団体が、特に障害のある高齢者のために住宅を建設し、現在18人が住んでいる。

1. ウィーンの障害高齢者45人は、介護・支援特別局の3つの施設で暮らしている。ここはこれらの人のために特別に用意された。

 報告前質問事項パラグラフ40への回答

1. 2011年より、障害のある人に対する標準燃料消費税の払い戻しはできなくなった。その代わりに、移動に自動車を必要とする障害のある人に対する税控除が153ユーロから190ユーロに引き上げられた。こうして、より公平なモビリティの促進が実現した。
2. 中古車を運転する障害のある人にも、税控除の増額が適用されるようになった。新車を購入できる年間約3,600人を除いて、年間約30,000人の中古車しか買えない障害のある人に、新たに移動税控除が配分されるようになった。
3. 2018年1月1日から施行された障害者支援基金の新ガイドラインにより、助成（訳注　自動車購入や適合改造などへの）を受けられる障害のある人の数が増えた。
4. 重度の障害のある子どもや若者を持つ家族も、特に恩恵を受けている。
5. これらの自動車改造は非常に高額である。（しかし改造によって）子どもを学校やセラピーなどに送り届けることができる。寄宿学校での生活は必要なくなることが多い。
6. ニーダーエスターライヒ州では、車いすを必要とする障害のある人、および同様の状況の障害のある人には、車いすの改造や車の購入に2,250ユーロの補助金が支給される。車椅子に依存しない障害のある人は、最高750ユーロまでしか支給されない。補助金は減額されておらず、最近、購入価格の上限が32,000ユーロ／40,000ユーロに引き上げられた。
7. オーバーエスターライヒ州では、純世帯収入に関する上限額、補助金の上限額、および支援の枠組みは、支出削減のために2013年以降引き上げられていない。自動車に関しては、自動変速機の障害者関連の改造のための補助金がある。ザルツブルグ、チロル、フォアアールベルク、ウィーンでは経費削減措置はとられていない。

 教育（第２４条）

報告前質問事項パラグラフ41への回答

1. 特別な教育的ニーズ（SEN: special educational needs）を持つ生徒に質の高いサポートを提供するためには、さまざまなレベルで適切な措置が必要である。SENが確認された生徒は、特別支援学校または他のタイプの学校の統合クラスにおいて、特別支援カリキュラムに従って作成された授業に、すべての授業、または個々の教科のみでも参加することができる。
2. 身体または感覚に障害のある児童・生徒の高等教育へのアクセスは、彼らが基本的にこの目標に到達できるのであれば、推進されるべきであると宣言された目標である。学校組織法第39条、第55条a項および第68条a項によれば、学校当局は、教育課程からの変更を定めることができる。
3. 2014/2015年度には、SENのある児童生徒の62.1％が普通学校でインクルーシブ教育を受けたが、2015/2016年度には64.2％であった。SENの子どもが特別支援学校に通うか、「普通」学校に通うかは、保護者が決定する。児童生徒を支援・促進するための多職種の専門知識は、学校システムのさまざまな場所に存在する。2019年1月1日以降、この専門知識は、各州に設置された教育総局に集められ、インクルージョン、多様性、特別支援教育の専門部局と呼ばれている。その目的は、支援の全体的な効果を高め、社会的背景、性別、才能、移住の背景、第一言語、障害にかかわらず、生徒がより成功した教育を受けられるようにすることである。
4. 州あたりの教員数は、主に生徒数に基づいて計算される。特別支援教育分野での職員の必要性の増加を考慮して、1教員あたり3.2人の生徒（の割合）が確保される。小学校では14.5人、新しい中学校では10人、技術系専門学校では9人である。つまり、連邦政府は、SENの児童・生徒のために、一般の生徒よりもかなり多くの資金を提供していることになる。
5. 2018/19学年度には、SENの生徒28,725人と認定された教員ポスト6,583.2人のために、一般教育を提供する学校に連邦政府から合計約4億400万ユーロが提供される。
6. 障害のある生徒を中等教育学校（grammar school　訳注　11歳～18歳の生徒が学ぶ学校。イギリスで始まり、以前はギリシア語やラテン語の文法を中心に教えていたためグラマー・スクールという。）および職業中等学校・カレッジの上級課程に統合するため、教育支援を提供する追加教員が用意されている。2018/19年度には、週当たり1,356時間が追加され、これは522人の生徒に費やされる約520万ユーロの費用に相当する。
7. 身体障害のある児童生徒のパーソナルアシスタンスに対する支出は、2016年に約160万9000ユーロ、2017年に約177万5000ユーロ、2018年に約220万6000ユーロに達した。
8. 学校図書キャンペーンは、生徒たちに授業に必要な教材を提供するための現物給付である。
9. オーストリア盲人・弱視者協会のオーディオ・ライブラリーは、オーディオブックの制作工房であり、重要な助言・情報センターとして発展してきた。同協会は州および社会省から補助金を得ている。
10. インクルーシブ教育や多様性の分野のさまざまなトピックが、あらゆる年齢の生徒を対象とした教育の学位取得のためのカリキュラムに組み込まれている。したがって、すべての将来の教師はこれらの問題について真剣に取り組まなければならない。
11. 2005年教員養成大学組織法（Hochschulgesetz - HG）の仕様によれば、インクルーシブ教育の科目は、すべての教員養成大学において、および大学と共同で設立されたすべての初任教員養成過程において、初等教育の主要な焦点として、また一般中等教育の専門として提供されなければならない（HG第38条第2項および第2a項）。また、連邦障害者平等法で定義された障害のある人のニーズに特に重点を置くことが、HGの指導原理として定められている（HG第9条第6項（14））。
12. HGの改正（FLG I No.124/2013）では、さらなる修正がなされた。障害のある学生の学士号および修士号課程への入学は、その人が教職に就くのに適しており、適切な補償措置が含まれる限り、原則として可能である（HG第52a条第3項）。さらに、これらの学生は、選択した学位プログラムの目標が達成可能である限り、カリキュラムの要件や、試験方法の変更を申請する権利を有する（HG第42条第11項）。
13. 教員養成系大学では、障害のある学生へのサービスを提供しなければならず、障害のある学生にとって適切な学習条件を整えるために、組織やインフラ関連の規定を設けなければならない。これに基づき、教員養成系大学では、障害者担当官がその任務を果たさなければならない。
14. 2002年大学法（Universitätsgesetz - UG）の指導原則は、障害のある人のニーズに特に重点を置いている（UG第2条（11））。さらに、障害のある学生には、多様な試験方法を選択する権利があると定めている（UG59条2項12号）。少なくとも50％の障害（訳注　ヨーロッパ諸国では一般に「障害率表」あり、数日の間隔をおく単焦点の小発作のてんかんは〇％障害、片目の失明は〇％障害などと示される。）が立証された場合、学位プログラムの予定期限を超過しても学生納付金は免除される（93条1項（6）UG））。
15. 応用科学大学（universities of applied sciences　訳注　職業大学、専門大学、技術学院、ポリテクニック・スクールなどとも言われる、ヨーロッパに多くある高等教育機関。）でも、所定の方法で試験を受けることが不可能な障害が証明され、試験の内容や要件が試験方法の変更によって損なわれない場合、学生は試験方法を変更して受ける権利を有する。
16. 教員養成において、大学法は、初期教員養成の学位取得の適性を証明する際、職業専門性に必要な基本的要件を満たしているにもかかわらず、障害のために満たすことができない基準があれば免除すべきであると定めている。適切な補償措置、特に（言語）支援が講じられるべきである（大学法第65a条第3項）。
17. すべての大学が、大学法に定められた障害のある学生への支援策を実施している。また、この対象グループのための特別担当者や事務所が設けられている。
18. プロジェクト「制限なく博士号を（Doctoral Positions Without Limits）」の枠内で、2019年にオーストリアの9つの大学で、特に障害のある人を対象とした博士課程の公募が行われ、アカデミックキャリアへのステップアップを支援している。
19. 地域レベルでは、とりわけ給付金や就学補助者などの必要なサービス、義務教育学校や保育園のアクセシビリテイのために予算が提供されている。
20. ブルゲンラント州では、児童生徒の修学を支援する援助が行われている。介護給付から差し引かれる自己負担金は廃止され、手続きも簡素化された。2019年、合計55万ユーロが養育および学校教育支援に利用できるようになった。これには、例えば、旅費や寄宿学校の費用の想定も含まれる。
21. オーバーエスターライヒ州の2019年度予算には、義務教育組織法律の枠内での資金、そして託児所、保育園、午後の預かり所における子どもたちの支援のための広範な資金が含まれている。義務教育の分野では、219万ユーロが「義務教育へのインテグレーション、地方自治体への支援」のカテゴリーに計上された。「保育所へのインテグレーション、地方自治体への支援」には510万ユーロが、「保育所へのインテグレーション、民間団体への支援」には641万ユーロが計上された。「保育所へのインテグレーション、地方自治体への支援」には合計20万ユーロが計上されている。この予算は、子どものための教育・ケア施設におけるインテグレーション化・グループの追加人員に充当される。
22. オーバーエスターライヒ州では、956校の義務教育学校のうち、26校が独立した特別支援学校である。このうち10校にはインクルーシブクラスがある。2008年以降、32の一般特殊学校の学級が閉鎖された。2019年以降、インクルージョン、多様性、特別支援教育のための専門部署が合計19カ所設置された。援助による支援は法律に明記されており、地域全体で実現されている（義務教育組織に関するオーバーエスターライヒ州法第48a条および第48b条）。
23. ザルツブルグ地域は2019年、学校制度における障害のある児童生徒の支援に195万ユーロの予算を見込んでいる。手話言語通訳のために合計11,600ユーロが確保されている。年間87,600ユーロが個々の場所での教材に費やされている。ザルツブルグ地域は、ザンクト・アントンの特別学校の運営と維持に877,100ユーロを費やしている。職業訓練校のアクセシビリティ対策には、総額977,000ユーロが充てられている。
24. チロル地域は、義務教育を受ける子どもや若者に対し、年間約380万ユーロの就学援助を行っている。特別な支援を必要とする子どもたちのために、特別支援教諭が学校に配置され、義務教育就学年齢の子どもや若者には、家庭での授業が行われる。さらに、地域の特別支援学校や、視覚障害や盲の子どもの寄宿学校もある。
25. 合計16の特別支援学校がフォアアールベルク州で運営されている。2017/2018年度には、合計2,217人のSENの生徒が一般教育の義務教育学校で教えられた。児童生徒1人当たりの職員と教師への支出は平均7,559ユーロであった。さらに、授業中の補助のための予算も用意されている。
26. シュタイアーマルク州では、授業やデイケアにサポート要員が追加されている（シュタイアーマルク州義務教育学校整備法第35条、シュタイアーマルク州障害者法第7条）。さらに法律では、一般教育のすべての義務教育学校において、多くの教室と補助室が障害のある人に配慮した形で設置されなければならないと定めている（義務教育学校整備に関するシュタイヤーマーク州法第49条第1項）。
27. ニーダーエスターライヒ州とオーバーエスターライヒ州は、支援資金プールがあることを強調している。ニーダーエスターライヒ州では、例えば、一般教育の義務教育学校の生徒が視覚補助具や補聴器を使用することができ、その費用は学校・保育園基金が負担している。オーバーエスターライヒ州では、点字キーボードや階段などの技術的援助が、感覚障害や身体障害のある生徒のために用意されている。この運営機関は、聴覚・視覚訓練のための地域学校センターを拠点とし、感覚障害のある人のための広域センターによって組織されている。
28. オーバーエスターライヒ州では、児童教育・支援施設の教員を対象に、包括的な無料追加教育プログラムを提供している。
29. フォアアールベルク州の教員養成大学では、インクルーシブ教育についての現任研修コースが教員向けに継続的に開講されている。障害のある人は、まず初級教員教育の学位を取得することが奨励されている。
30. ウィーンの公立義務教育の分野では、ウィーン地域は次の費用を負担している：

- 障害のある生徒の通学；

- 障害のある児童生徒の通学に付き添う人の公共交通機関の無料乗車券。

- 特別支援学校が（重度の）身体障害児を遠足に連れていくときにバスを借りるための資金援助。

1. 過去3年間で、建築対策、建具、家具に平均約440万ユーロが費やされた。
2. ウィーンの義務教育学校に通う4歳から16歳の子どもを対象としたサマー・シティ・キャンプの総合的な教育プログラムは、障害のあるすべての子どもにも提供されている。

 労働及び雇用（第２７条）

報告前質問事項パラグラフ42への回答

1. 労働生活への参加は、どの社会にとっても、そして包摂的な社会にとって、主要な要素か否かはともかく、ひとつの要素である。
2. 連邦レベルでは、ここ数年来**、**障害のある人の職業生活への参加を改善するために、さまざまなプロジェクトや個別の助成金が提供されている。その中心となっているのが、社会省の職業支援ネットワーク（NEBA）と連邦社会・障害サービス局(Sozialministeriumservice)である。NEBAの職業支援サービス（青少年指導、就労訓練専門学校（production school　訳注　学校中退者などへの就労訓練を行なう学校）、職業訓練支援、就労支援、ジョブコーチング）は、オーストリアの労働市場政策、障害のある人の平等、貧困と排除との闘いの重要な要素である。これらのNEBAサービスは、18歳までの教育と訓練において重要な役割を果たしている。就労支援は、このような幅広いサービスの中で、人々が職を得るために不可欠な役割を果たしている。
3. 上記のプロジェクト補助金に加えて、多数の技能訓練措置や個々の要求に対応する個人補助金が提供されている。これには、補助機器や移動支援機器、個別訓練プログラムなどが含まれる。
4. 賃金以外の人件費に対する補助金を通じて、企業は障害のある人に仕事を提供するよう奨励されている。また、障害のある人が起業する場合にも助成金が支給される。
5. 重度の機能障害のある人は、さらに職場でパーソナルアシスタンスを受ける。
6. 2017年10月に採択されたインクルージョン・パッケージは、障害のある人の雇用状況改善のマイルストーン（中間目標）となった。障害のある人に対する法的保護の拡充と並行して、障害のある人の労働生活への参加レベル向上のための年間予算は、2017年の約4,700万ユーロから2018年には9,000万ユーロ（調整後）に増額された。
7. 重要な利害関係者の参加を得て、対策一括提案が作成され、今後段階的に実現される予定である。
8. 今後は、特に以下のような具体的な施策を通じて、企業が障害のある人を雇用する際の支援を行うことになる：

- 賃金補助（wage subsidies）の増額と早期開始；

- 補助金支給期間の延長；

- 障害のある技能実習生への支援拡大、および、

- 情報および意識向上対策。

1. 健康障害のある人は、包括的な労働市場政策支援体制を必要としている。公共職業安定所（Arbeitsmarktservice - AMS）は、職業紹介、技能訓練、雇用拡大の促進といった分野での提供を強化・拡大している。
2. 「白紙委任状（Carte Blanche）」（別名　「お墨付き（Freibrief）」）という名前のプロジェクトが新たに導入された。この目的は、統合失調症や双極性障害のために障害年金や廃疾年金を受給している人の職業復帰の条件を改善することである。2008年7月1日に開始されたこのプロジェクトは、年金保険機関、社会省サービス（Sozialministeriumservice）、精神障害者就労支援企画（Pro Mente）と協力して、社会省からの委託による。
3. 特に成人の障害のある人のための養成研修、および採用後研修のための別個の機関があり、AMSから委託された研修コースを実施しているか、AMSがその費用を負担している。例えば、職業教育リハビリテーションセンター、ウィーンのオーストリア視覚障害者協会の訓練機関（SEBUS: Schulungseinrichtung für blinde und sehbehinderte Menschen）、ろう者のためのウィーンイコライゼント（Equalizent Vienna）などである。
4. AMSのサービスは**、**可能な限りアクセシブルな方法で提供される。ろうの顧客には、予約の際に手話言語によるコミュニケーションを図っている。知的障害のある人には、失業に関する情報をわかりやすい版のパンフレットにまとめている。
5. 障害のある女性は、障害のある人のための施策とともに、女性のための対象グループ別施策も利用できる。女性のための労働市場政策プログラムの目標は、とりわけ、女性と男性に支払われる賃金の不平等を最終的になくすことである。
6. 連邦政府部門における障害者雇用が2016年半ばに簡素化された。これにより、「予定された配属先で必要とされる行動能力」を持つ人々が公務員として働くことができるようになった。公平な人選を確保するため、行われる試験はアクセシブルな方法で実施されなければならない。
7. 各州では、憲法に基づく障害者支援プログラムの権限の枠内で、就労関連措置が特に提供されている。
8. ブルゲンラント州では、ブルゲンラント州社会扶助法第24条に、障害のある人の職業生活への統合支援が定められている。この支援は、例えば、職業探し、職業訓練（実習）、初期訓練、再訓練、フォローアップ訓練、企業内支援などをカバーしている。2018年、これらの項目に対する支出は825,000ユーロに達した。
9. オーバーエスターライヒ州では、義務教育終了後3年から5年の間に、職業資格プログラムを利用することができる。この制度は、特に障害のある若者を対象としている。彼らは社会保険が適用される雇用関係に入り、訓練生または見習いの賃金を受け取る。2016年に一般労働市場に就職した参加者の割合は36％であった。さらに、精神に障害のある人に対する職場支援がある。2017年からは、オーバーエスターライヒ州が出資する相談センターが設置され、障害のある人が情報、相談、サポートを受けることができる。
10. ザルツブルグ州では、部分的な資格（見習い）または基礎的な見習いという形で、ビジネス統合型の職業訓練が行われている。この職業訓練は、24歳の誕生日までの障害のある若者を対象としている。そのために、ビジネス界のパートナー企業と協力協定を結んでいる。合計60のビジネス統合型訓練施設がある（小売業、ドラッグストア、レストラン、ケータリング、清掃技術、事務が中心）。2017年には、事務、生産、繊維、木材産業、レストラン・ケータリングの分野で65人が職業訓練を受けた。助成はザルツブルク州を通じて行われる。
11. チロル州では特に、賃金以外の人件費補助、雇用イニシアチブと就労準備プログラムへの資金援助、補助対象業務への通勤費用負担、職場でのパーソナルアシスタンスや指導（mentoring）の機会などを提供している。現在実施中のプロジェクトでは、社会保険が適用される仕事が60件あり、その拡充が計画されている。
12. フォアアールベルク州では、専門家による支援、賃金以外の人件費に対する補助金、社内の指導員に対する補助金の3つのサービス・パッケージによって、「統合雇用」モデルが確立している。統合雇用の労働者は関連労働協約に従って賃金を支払われる。
13. 統合型企業（integrative companies）における保護就労（sheltered work）は、企業にとって通常の、または労働協約に沿った、社会保険法の適用を受ける賃金を伴う適切な仕事をできるようにし、確保するための重要な手段である。
14. 2017年、ニーダーエスターライヒ州は保護作業所（sheltered workshops）における409の仕事と18の技能訓練および雇用プロジェクトを助成した。保護作業所経由の支援費用は、2017年に総額1,030万ユーロに達した。
15. ザルツブルグ州からの賃金以外の費用補助により、障害のある従業員の雇用を確保することができる。2017年には、約580人の障害のある人の雇用が、州からの賃金以外の費用補助によって支援された。
16. シュタイアーマルク州では、「就労参加」サービスにより、障害者支援制度の一環として運営される保護作業所で働くだけでなく、第一次労働市場において、実施団体とその協力パートナーが運営する企業で働く機会も提供されている。このサービスの枠内で、障害のある人は社会保険の正式対象となる雇用関係を結ぶことができる。デイサービス施設（day structure facilities）はオーストリアの各州の責任であり、その法的根拠は、障害のある人に関する各地域の法律に定められている。現在の法的立場と最高裁判所の判例によれば、デイサービス施設での就労に関しては、労働法上の目的ではなく、治療上の目的が優先される。これによれば、障害のある人は労働法上の被雇用者ではない。彼らは一種のポケットマネーを受け取っている。これと並行して、彼らは通常、家族手当の増額や、場合によっては遺児年金、障害者支援制度からの給付金やサービスなどの無償給付（transfer payments）も受け取っている。
17. 2011年以降、通所施設の障害のある人は法定傷害保険に加入している。2013年のオーストリアの締約国審査を受けた国連CRPD委員会の勧告の実施に向けた重要な一歩として**、**家族負担均等法と一般社会保険法の分野で改善が採択され、障害のある人が就労を試みる際の潜在的な障壁が解消された。インクルージョン・パッケージの実施の一環として、デイサービス施設とオープンな労働市場との接点における対策も計画されている。ここで重要な役割を果たすのが青少年指導である。
18. ブルゲンラント州では、保護就労の援助を与える条件がない場合、一時的にない場合、あるいはもはや与えられない場合で、かつこの雇用が既存の能力の維持とさらなる発展、社会への統合に役立つ場合に、デイサービス施設での雇用が行われることがある。2018年の関連支出は約1,380万ユーロであった。
19. オーバーエスターライヒ州では、障害のある人は生産会社やその他の事業体における「能力志向の活動」でポケットマネーを受け取っている。この支払いシステムは透明で、機能障害のある人が理解できるものでなければならない。しかし、能力志向活動のためのワークショップは、これ以上拡大されることはない。さらに、責任ある組織には、障害のある人の自立を促進する教育的任務がある。
20. ウィーンでは、就労能力や受講能力が著しく低下しているにもかかわらず、一般労働市場への就職に適している障害のある人には、以下のサービスが提供される：
21. 職業統合：2018年には約500人の利用者がおり、その目標は、彼らを職業や実習に就かせ、助言・支援し、あるいは既存の雇用関係を維持することである。
22. 職業技能訓練：2018年には合計320人の利用者がいた（134コースが終了）；目標は、彼らを仕事、見習い、またはより高い技能訓練に就かせることである。
23. 見習い訓練：2018年に341人の利用者。目標は、障害のある若者に見習い期間終了まで、または一部の資格をとる人の場合はその訓練終了まで、見習い訓練の内容を習得させることである。
24. 働く生活への統合（指導者への助成、賃金以外の人件費助成）：2018年。
25. 313人の利用者。目的は雇用関係の構築／維持である。（訳注　354と355は１つのパラグラフであるが、ミスにより分けられたと思われる。）

 政治的及び公的活動への参加（第２９条）

報告前質問事項パラグラフ43への回答

1. 原則的には、障害の程度や法定代理人の有無にかかわらず、選挙権年齢に達したすべての人に選挙権がある。
2. 投票権は常に個人的に行使されなければならず（国会選挙規則第66条）、つまり投票に際して代理人を立てることはできないが、法は投票者を支援する人について規定している。
3. これが適用されない唯一のケースは、障害のある人がこの種の支援を拒否した場合、または投票希望を明確に言えない場合、あるいは「空飛ぶ選挙管理委員会」（flying electoral commission 訳注　申請に応じて有権者の所在地を直接訪問する移動選挙管理委員会）が存在しない場合である。「空飛ぶ選挙管理委員会」は、外出が困難な人、病院や老人ホームにいる人の投票を支援する役割を担っている。
4. 盲の有権者は、他の人の助けを借りることなく、ステンシル（voting slip）を使って投票用紙に記入することができる。
5. さらに、投票日にアクセシブルな投票所は、1自治体区域に1カ所以上なければならないという規則もある（現在この種の投票所は約2,100カ所ある）。
6. 2010年には、特別な支援を必要とする人のためのステンシルを「予約」する可能性が法律で定められた。「空飛ぶ選挙管理委員会」（flying electoral commission　訳注　申請に応じて有権者の所在地を直接訪問する移動選挙管理委員会）での投票や郵便投票にこのステンシルが必要なためである。内務省は数年前から、選挙に関するアクセシブルなコンテンツやわかりやすい版のテキストをオンライン公開している。
7. 2019年の欧州選挙では、オーストリア障害者協議会の協力のもと、わかりやすい版の資料も作成された。さらに、盲人協会の協力のもと、盲の有権者向けの情報資料（音声ファイル）も作成された。
8. 障害のある有権者に対する同様のサービスも、関連する地域の法律によって規定されている。
9. 例えば、ニーダーエスターライヒ地方議会の選挙規則では、盲の有権者や重度の視覚障害のある有権者に対して、対応する補助具（ステンシル　訳注　穴の開いているプラスチックの定規のようなもの。穴の部分が投票用紙の記入欄に対応。目が見えなくても正しい位置に記入できる。もとは、型紙の模様を切抜いた部分に染料や絵具を摺り込む染色や版画の技法のこと。）を配布することを定めている。ザルツブルク州の地方選挙管理局は、例えば、投票情報をアクセシブルなフォーマットで州のウェブサイトで提供しなければならないと定めている。
10. ウィーンでは、選挙情報はオーストリアの手話言語とわかりやすい版でも入手できる。

 国際協力（第３２条）

報告前質問事項パラグラフ44への回答

1. オーストリアの開発協力の枠組みの中で、インクルージョンとアクセシビリティに関連する持続可能な開発目標を実施するために、以下の措置が取られてきた：

- 障害とインクルージョンの問題に取り組むNGOは、オーストリア開発庁（ADA）の長期的パートナーであり、開発途上国やADAのパートナー国におけるプログラムやプロジェクト（「世界に光を」（Light for the World）やディアコニア（Diakonie　訳注　ドイツの大きな歴史ある福祉事業団）など）の実現に携わっている；

- ADAは、EUの主要プロジェクト「ブリッジング・ザ・ギャップII」を実施するコンソーシアムの一員であり、これは6つのパートナーによる事業で実施される4年間のプロジェクトである。このプロジェクトの目標は、アジェンダ2030に障害のある人を組み入れ、持続可能な開発目標を支援するための強力な国際的支援を構築することである；

- インクルージョンと人権をテーマとした研修イベントを継続的に開催している；

- 2011年以来、インクルージョンの問題に関するワーキンググループがADAに設けられている。このワーキンググループには、NGOパートナー、障害当事者（self-advocacy）組織、大学機関も参加している。その目的は、障害のある人のインクルージョンに関してADAに専門的なサポートを提供することである。2013年からは、障害のある人のインクルージョンに関するADAマニュアルが作成されている；

- 2015年以降、ADAはインクルージョンとアクセシビリティに関する設問も含む監査手順を設けている；

- 2017年以降、ADAは成果志向の監視システムを導入し、プロジェクトやプログラムがSDGsの目標や指標にどの程度貢献しているかを測定している；

- 2019年以降、ADAはOECD/DACの障害マーカーを自主的に適用している。

- ADAの紹介用出版物「世界のニュース」（Weltnachrichten）の2019年第1号は、「誰一人取り残さない：今こそインクルージョンを！」というトピックであった；

1. 社会省は2019年3月27日、障害分野におけるSDGsの実現に関するワークショップを開催した。その目的は、SDGsの国内実施について、障害分野に関わるすべての関係者のネットワークづくりと対話であった。

 報告前質問事項パラグラフ45への回答

1. 人権に基づくアプローチは、2013年からのオーストリアの開発政策3カ年計画で確立された。2016年からは、すべての施策分野に反映される包括的な基本アプローチとして確立された。社会標準テスト（質問44参照）の一環として、すべての国際プログラムやプロジェクトは、人権原則や基準だけでなく、障害のある人のインクルージョンに関してもチェックされる。

 図表一覧

 図1：裁判所命令の後見件数 23

 表1：裁判所命令の後見件数 23

表2：補足額の増額 30

 表3：オーバーエスターライヒ州の完全支援付き居住施設 33

 表4：オーバーエスターライヒ州の部分的支援付き居住施設 33

 表5：ザルツブルク州の完全支援付き居住施設 33

 表6：チロル州の居住施設分布 34

（翻訳：佐藤久夫、岡本 明）